

平成29年度 千葉市保健福祉局 指定管理者選定評価委員会
第2回 医療施設等部会 議事録

1 日時：平成29年10月20日（金） 午後1時15分～午後5時6分

2 場所：千葉市役所 議会棟 第2委員会室

3 出席者：

(1) 委員

大道正義委員、岡田敏男委員、小田攻委員、高橋和久委員

(2) 事務局

今泉健康部長、白井保健福祉総務課長、高本生活衛生課長、
朝生平和公園管理事務所長、中埜生活衛生課長補佐、小野保健福祉総務課主査、
林生活衛生課主査、鴨作保健福祉総務課主任主事、梶本保健福祉総務課主任主事、
増田生活衛生課主任主事

4 議題：

(1) 公の施設の指定管理予定候補者の選定について

ア 千葉市平和公園

(2) 今後の予定について

5 議事の概要：

(1) 公の施設の指定管理予定候補者の選定について（千葉市平和公園）

応募事業者（4者）による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審査結果について報告をした。

【結果：指定管理予定候補者とすべき者は、総得点が最も高い「平和公園パートナーズ」に決定した。】

○小野保健福祉総務課主査 私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉総務課の小野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。配付書類ですが、「次第」、「席次表」、「委員名簿」と「採点表」が4業者分ございます。それから、青いA4判の「ファイル」、「別冊1及び2」でございます。配付書類等に不足がございましたらお知らせ願ひます。

また、前もってお断りいたしますが、事前配付資料を含めて、今回お配りしております審査関係書類は、一部を除き部会終了後に回収させていただきますので、ご了承の程よろしくお願ひいたします。なお、資料への書き込み等は差し支えございません。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員についてですが、事前に齋藤委員からは都合がつかない旨、ご連絡を頂戴しております。総数5名中4名でございますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議

は成立しております。

また、本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき公開されておりますが、途中からは非公開になる予定です。

それでは、はじめに健康部長の今泉よりご挨拶を申し上げます。

○今泉部長 健康部長の今泉でございます。平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、また天気の悪い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より、保健福祉行政をはじめ市政各般にわたり多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

本日の議題ですが、「平和公園の指定管理予定候補者の選定」となっております。この千葉市平和公園は、午前中現場をご視察いただきましたが、墓地としての側面だけではなく、市民の憩いの場や公園施設としての側面を持つ施設となっております。

委員の皆様におかれましては、豊富な経験と専門的な立場から、忌憚のないご意見をいただきまして、審査をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○小野保健福祉総務課主査 それでは、ここからは、高橋部会長に進行をお願いいたします。

○高橋部会長 はい、ただいまから平成29年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会を開会いたします。それでは、議題(1)「公の施設の指定管理予定候補者の選定について」に入ります。ここからは、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報にあたりますことから、非公開となります。傍聴人はおりませんので、このまま続けます。

まず、「審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。よろしくお願いたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは「審議の進め方」について、ご説明を申し上げます。今回は「千葉市平和公園」の指定管理予定候補者の選定のためにお集まりをいただいております。8月に行われた第1回医療施設等部会におきまして、募集要項等について委員の皆様からご意見を頂戴し、募集いたしましたところ、4者の応募がございました。その後、第一次審査を経て、本日は応募事業者のヒアリングを行い、次期指定管理予定候補者を選定いただくところでございます。

まず、はじめに事務局から「第一次審査の結果」について、ご説明をさせていただきます。その後「質疑応答」を行い、お手元に配付済みの提案書の内容につきまして、募集要項等に示す要件等との適合状況を中心にご確認いただきます。

次に、「一部審査項目の採点結果」について、事務局であらかじめ採点した審査項目をご報告申し上げます。次に、第二次審査の提案内容採点表のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(2) 団体の経営及び財務状況」の部分については、公認会計士の岡田委員から財務関係の所見を頂戴し、必要に応じて質疑を行っていただきます。

その後、応募事業者に入室いただきヒアリングを行います。応募事業者から提案内容について10分以内でご説明をいただいたのち、20分を目途に質疑応答を委員の皆様の間で行っていただきます。

応募事業者が退室いたしましたら、ヒアリング内容につきまして、気になった点や確認して

おきたい点などの意見交換及び協議をいただき、その後、皆様に採点を行っていただきます。これを2事業者目以降も同様に行っていただきます。

それでは、お手元の「提案内容採点表」の記入につきまして、採点表と青いファイルの両方を用いてご説明をいたします。まず「提案内容採点表」をご覧ください。よろしいでしょうか。この採点表の右側、各項目の「評価」の欄がA～Eとございますが、そちらに○印を付けていただきます。

次に、青いファイルの資料4「選定基準」をお開きいただけますか。分厚いファイルの資料4「選定基準」の4ページ「ア 審査項目及び配点」が、項目ごとの配点となっております。1枚おめくりいただきまして、次に、6ページ上段の表をご覧ください。「ウ 各項目の審査・採点方法」の「(ア) 原則」で、各評価についての基準を記載しております。基本的には表の「C」が水準どおりであり、提案内容が優れていれば上段の「B」、さらに優れていれば上段の「A」という評価になります。一方、「D」は水準に満たない恐れがある場合で、「E」は明らかに水準に満たない提案が行われていることとなります。

1つの項目につきまして、過半数の委員が「D」の評価をした場合、または1人でも「E」の評価をした場合、当該応募事業者を失格とするか否かを、委員の皆様で協議いただくことになっております。

続きまして、同じ6ページ下段の「(イ) 上記原則によらない審査項目」をご覧ください。ここに掲げております審査項目については、「(ア) 原則」によらず、8ページから16ページに示す採点方法により評価を行います。また、6ページ下段「b 委員による評価を行わないもの」に掲げている項目については、事前に評価が可能なものとして、事務局があらかじめ採点表に評価を記入しております。

なお、採点表については、一事業者ごとに事務局が回収させていただきますので、よろしくお願ひします。すべての採点が終わりましたら、事務局でお時間をいただいて集計し、結果を発表させていただきます。

この採点結果をもちまして、部会としての応募事業者の順位を決定したいと思っております。また、集計結果により1位の応募事業者を決定したのち、優れた提案内容等を挙げていただき、部会としての選定理由を決定いただきたいと思います。また、提案に加え、留意いただきたい事項等がございましたら、その時にご発言いただきたいと思います。思っております。

説明は、以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、審議に入ります。今の説明にありました「第一次審査の結果」についてです。事務局よりご説明をお願いします。

○高本生活衛生課長 はい、生活衛生課長の高本と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りしている青い冊子ですが、資料1の部分になります。こちらをお開き願ひします。こちらの第一次審査の結果ですが、第一次審査につきましては、応募者が募集要項に定めた応募資格を満たしているかどうか、形式的に審査をするものでございます。今回の公募につきまして、4者から応募がされております。

一番上の左側に書いてありますが、千葉マリスタジアム、千葉市造園緑化協同組合、石材

商協同組合により構成される①「若葉グループ」、西武造園とイオンディライトにより構成される②「平和公園パートナーズ」、そして単体の③「A社」、そして日比谷アメニス、日比谷花壇、葬務事業振興会により構成される④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」で、この4者より応募があったところでございます。

この4者につきましては、こちらの資料2「募集要項」の11ページに書いてある応募資格の「ア」～「ケ」を満たしているか、事務局で確認を行ったところでございます。その結果につきましては、お戻りいただきますが資料1の1ページに書いてありますように、4者ともすべての要件を満たしておりました。

なお、応募資格の「コ 暴力団に関する事項」につきましては、確認中ということでしたが、昨日千葉県警察本部から回答がありまして、すべての団体が暴力団と関係のないことが確認されましたので、ご報告申し上げます。

また、募集要項の12ページに定める失格事由ですが、こちらに該当するような団体はございませんでした。従いまして、この4者を第一次審査の合格者として、本日、委員の皆様方に提案書に対する評価及び「指定管理予定候補者の選定」をしていただくこととなりました。私からは以上でございます。

○高橋部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ「一部審査項目の採点結果」について、事務局から報告させていただきます。

○高本生活衛生課長 はい、引き続きまして、私から説明をさせていただきます。審査項目の「一部審査項目の採点結果」ですが、この事項については資料4をお開き願います。青い冊子資料4「選定基準」というものです。先ほど机上に配付したA3ヨコの大きなものですが、こちらを使ってご説明したいと思います。それでは、青い冊子資料4の6ページ「選定基準」をお開きいただければと思います。

先ほども保健福祉総務課長から説明がありましたが、(イ)の「b 委員による評価を行わないもの」の欄について、2(1)、5(2)などの5項目が掲載されています。この5項目については、8ページ以降に記載の採点基準に従い、機械的に得点が定まるため、事務局において採点させていただきました。

なお、括弧部分の配点については、4ページにそれぞれの満点が記載されています。例えば2(1)は10点満点、5(2)は10点満点という内容になっております。トータルとしては、全体で150点満点という構成になっております。ただ、事前審査した5項目については、あらかじめ表に点数が入っておりますので、入れてある点数を参考にいただければと思います。それでは、5項目の詳細について説明をさせていただきたいと思います。

はじめに、選定基準の8ページをご覧ください。青い冊子資料4の8ページです。「2(1) 同種の施設の管理実績」については、「ア_公の施設の管理実績」、「イ_公営の墓地の管理実績」、「ウ_公園施設の管理実績」に基づいて採点しております。

なお、共同事業体が今回3者ありますが、こちらについては各団体ごとの点数に当該団体の責任割合を乗じて得た数を合計し、小数点第1位を四捨五入して算出してしております。こちらについては、8ページ中段の「共同事業体の場合」に注釈が書いております。

そして、具体的な内容についてはA3ヨコになります。①「若葉グループ」は、代表団体が公の施設と都市公園の管理実績を有するため「5点」。右側にいって②「平和公園パートナー

ズ」は、代表団体が公の施設、公営墓園・墓地、都市公園の管理実績を有し、構成団体が公の施設の管理実績を有するため「9点」。そして③「A社」については、公の施設、都市公園の管理実績を有するため「5点」。最後に④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は、代表団体及び構成団体の1つが公の施設、公営墓園・墓地、都市公園の管理実績を有し、残る構成団体の1つも公の施設、公営墓園・墓地の管理実績を有するため「10点」という評価になっております。つまり、若葉が「5点」、平和公園が「9点」、塚原が「5点」、アメニスが「10点」という内容になっています。

続きまして、選定基準の13ページをご覧ください。5（2）管理経費（指定管理料）」は10点満点となっておりますが、提案額が募集要項で指定した上限額の範囲内である場合は、6点を基礎点として、それぞれの応募者に与えることになります。

また、上限額は8億8,300万円としていますが、上限額からの削減率をもとに、「b 加算点」にある計算式によって算出したものを、最大4点の範囲内で加算点としてそれぞれの応募者に与えることとなります。

その結果、2の下の表になりますが、①「若葉グループ」は、5年間の提案額が8億537万7,000円、削減率は8.8%のため加算点は上限の「4点」。②「平和公園パートナーズ」は、5年間の提案額が7億9,315万円、削減率は10.2%のため加算点は上限の「4点」。③「A社」は、5年間の提案額8億3,884万5,000円、削減率は5.0%のため加算点は上限の「4点」です。④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は、5年間の提案額8億1,840万9,000円、削減率は7.3%のため加算点は上限の「4点」。各団体とも「4点」のため、全て満点の10点の内容となっております。

続きまして、選定基準の14ページをお願いします。「6（1）市内産業の振興」についてです。応募者の本店や主たる事業所の所在地によって採点がございます。なお、共同事業体においては、各団体ごとの点数に当該団体の責任割合を乗じて得た数を合計し、小数点第1位を四捨五入して算出しています。この計算式によって行ったのが、こちら「6（1）」の部分になります。

①「若葉グループ」は、構成員すべてが市内業者のため「3点」。②「平和公園パートナーズ」は、構成員の西武造園が市外業者のため「0点」、イオンディライトが市内に主たる事務所があるため「2点」ですが、それぞれの団体の責任割合で按分すると「0点」となります。また、③「A社」は市内業者のため「3点」、④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は、構成員の日比谷アメニス東関東支店が主たる事務所で、市内に所在しているため「2点」、日比谷花壇と葬務事業振興会は市外であるため「0点」、各団体の責任割合で按分すると「1点」となります。

続きまして、選定基準の15ページをお願いします。「6（3）市内雇用への配慮」ということで、予定されている施設従事者に占める市内居住者の割合で採点するものです。①「若葉グループ」は施設従事者に占める市内在住者の割合が94%のため「3点」。②「平和公園パートナーズ」は74%のため「2点」。③「A社」は従業員全体の8割以上を市内に住所を有する者としているため「3点」。④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は47%のため「1点」となります。

次に、「6（4）障害者雇用の確保」です。法定雇用率の達成状況に応じ2点の範囲内で採点し、本施設での障害者雇用予定により1点の範囲内で採点をいたします。また、共同事業体は

法定雇用率の達成状況に関し、「各団体の法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」の割合で按分することとなります。

この計算式により、①「若葉グループ」は法定雇用率の達成状況がすべての団体で「1点」、施設での障害者雇用予定があるため「1点」、合計で「2点」。②「平和公園パートナーズ」は法定雇用率の達成状況がすべての団体で「0点」、施設での積極的な障害者雇用を予定しているため「1点」、合計で「1点」。③「A社」は法定雇用率の達成状況により「2点」、施設で障害者雇用の予定があるため「1点」、合計で「3点」。④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は法定雇用率の達成状況について構成団体の1つが「1点」となるものの、残る団体が「0点」で按分することにより「0点」、施設での障害者雇用の予定があるため「1点」として、合計「1点」の評価となります。

なお、参考として、事務局で集計した一次審査の合計点を下の欄に掲載しています。①「若葉グループ」は「23点」、②「平和公園パートナーズ」は「21点」、③「A社」が「24点」、「アメニス」が「23点」という内容になっております。

最後になりますが、採点結果の集計表の点数については、A3タテの二次審査の採点表に転記しておりますので、数値に転記の誤りがないか、ご確認いただきたいと思っております。事務局で転記しているため間違いはないと思っておりますが、もし数値等が間違っていると、後ほど問題となるため、ご確認いただければと思っております。私からは以上です。

○高橋部会長 はい。ただいまの事務局の報告に対し、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ、次に「財務関係の所見」について、採点の参考にさせていただくために、公認会計士の岡田委員からご意見ををお願いします。

○岡田委員 はい。岡田でございます。それでは、よろしいでしょうか。私の方で財務についてコメントを書いたA4の紙が1枚あると思っておりますが、よろしいでしょうか。

まず、①「若葉グループ」ですが、私の評価は「C」になります。構成体は(株)千葉マリスタジアム、千葉市造園緑化協同組合、千葉市平和公園石材商協同組合ですが、いただいた3年間の決算書から、マリスタジアムは直近の純資産が2億6,100万円、資本金が2億3,000万円ということで、純資産が資本金を上回り内部留保が3,000万円ほどあると。造園緑化協同組合は資本金660万円、純資産が504万3,000円のため資本金を割っていますが、構成割合が低いため、3者を平均して「C」評価となります。また、平和公園石材商協同組合は、資本金1,200万円に対し(純資産が)656万円ということで半分ですが、全体の構成割合でマリスタジアムの比率が高くなっているため、財務状況から判断して「C」と評価いたしました。

次に、②「平和公園パートナーズ」は「A」評価になります。こちらですが、西武造園は西武鉄道の100%子会社と書いてあって、約9倍ぐらいでしょうか、資本金の3億6,000万円を大幅に上回る31億500万円の純資産があると。あとは関係会社株式として6,500万円の記載がありますが、どこに出資しているかは記載がありません。また、イオンディライトは上場会社で、イオンが57.7%を所持しており、財務内容については健全です。

次の、③「A社」ですが、ちょっとこちらは問題があります。わかりにくいのですが、決算書のファイルをめくっていただくと、一番最初に28年9月期の決算処理が出ています。28年9月30日の貸借対照表がありますので、そこを見ながら説明をします。

この「A社」は私の評価では「D」ですが、どうして「D」評価なのかを説明いたします。

決算期は28年9月が最新期で資本金が2,000万円です。利益剰余金が922万3,000円、株主資本が2,922万3,000円で、一応債務超過ではなく、純資産が900万円ありますと。ところが、資産の一番下を見ていただくと、繰延資産の下の方に「開発費」という勘定があって、そこが3,000万円です。開発費は、会計で新しい商売や新規事業をする時に費用を繰り延べる勘定であり、この中身は資産ではありません。

決算書を3ページほどめくると「個別注記表」があって、その中央辺りに「繰延資産の処理方法」という欄があります。開発費、公共的施設負担金とありますが、「開発費につきましては、法人税法の規定により償却します」と書いてあります。中身について、決算書を見た範囲ではわかりませんが、3,000万円が資産でないとすると、債務超過になってしまいます。70万円ぐらいですが、債務超過となってしまいます。

加えて、一応3年間なので前期の27年9月期を見ると、そちらの貸借対照表でも開発費が700万円計上されています。後ほど決算書を見ていただければ確認できますから、口頭で申し上げますが、前年の26年の時が1,000万円です。この開発費の計上に関しては、決算書で債務超過を免れるために、資産を上げているのではないかと見られても仕方がないような数字なのです。開発費の中身は書いてありませんので、一応「D」評価ということです。しかも会社全体の売上が4億5,000万円の会社で、今回の仕事で1億3,000万円ぐらいですから、規模的に今回の事業はすごく大きな比率になります。

こういった財務内容と、これには書いていないのですが、前の27年9月期と比べ借入金が9,000万円ぐらい増えています。しかも、在庫も4,000万円ぐらい増えていますので、専門家的な立場で考えると、はっきり言って財務内容は良くないと。「D」評価ということです。

4段目、最後の④「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」については、「B」評価になります。日比谷アメニスは日比谷花壇の87%子会社ということで、純資産が21億8,300万円、資本金3億円で健全であって、アメニスには勘定科目の内訳表が付いていますが、内容を見た中での不自然さは無いということです。

我々は勘定科目の内訳を見て、極端に言うと同じ数字がずっと残っていると、こういうところにこういう中身はおかしいとか、専門家なのである程度はわかりますから、中身を見た範囲での不自然さは無いと。日比谷花壇については、28年9月期が2億2,100万円の赤字です。赤字ですが、経常利益が1億1,400万円出ております。しかもこの赤字の原因は、子会社株式評価損の3億500万円ということであって、資本金は1億円で純資産が52億8,700万円ありますから、健全であると判断されます。

そして、最後の一般財団法人葬務事業振興会グループについては、事務局でも見たかもしれませんが、書いてある数字がちょっと決算書の数字と合わないのです。ただ、規模割合が小さいですし、日比谷アメニスと日比谷花壇の財務状況が良いものですから、「B」評価ということです。

私の財務の結論的には、「平和公園パートナーズ」が「A」評価、「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は「B」評価、「若葉グループ」は「C」評価、「A社」は「D」評価という形で整理をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋部会長　ただいまの岡田委員のご意見に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいですか。

○高橋部会長　それでは、ご発言がなければ、次に「応募事業者の提案説明及び質疑応答」

に移ります。時間も限られていることですので、あらかじめ質問順を決めておきたいと思います。大道委員、岡田委員、小田副部長、最後に私の順にしたいと思います。

では、事務局は「若葉グループ」を案内してください。

(応募事業者入場)

○高橋部会長　それでは、応募事業者からは、説明10分・質疑20分の計30分以内で収まるように調整願います。事務局でも時間を計測します。

本日は、お忙しいところお越しいただき、誠にありがとうございます。これからヒアリングを行います。進め方ですが、まず皆さんの氏名・役職名を述べていただいた後、今回の応募についての提案説明ということで、10分以内で提案内容についての説明を行ってください。その後は、各委員から質問をいたしますので、ご回答をお願いします。

それでは、よろしく願いいたします。

○若葉グループ　平和公園の指定管理者に応募させていただきました「若葉グループ」でございます。私は代表企業（株）千葉マリスタジアムのイワナリでございます。よろしく願いいたします。

○若葉グループ　千葉市造園緑化協同組合の専務理事をしておりますサトウと申します。本日は、よろしく願いいたします。

○若葉グループ　千葉市平和公園石材商協同組合のミヤシタと申します。よろしく願いいたします。

○若葉グループ　（株）千葉マリスタジアム シライと申します。よろしく願いいたします。

○若葉グループ　（株）千葉マリスタジアム アサカワと申します。よろしく願いいたします。

○高橋部会長　どうぞ、提案内容のご説明をお願いします。

○若葉グループ　それでは、最初に「若葉グループ」について、ご説明をさせていただきます。（株）千葉マリスタジアムは平成元年に設立され、マリスタジアム、ジェフサッカー場がある蘇我スポーツ公園、コミュニティセンター、京葉銀行文化プラザ等の公共施設の管理運営業務を行っております。また、造園緑化協同組合は昭和58年度の設立以来、市内の公園管理や平和公園の造園工事等に関わり、現在、経験豊富な500名を超える組合員がおり、地震等の災害時も含め対応可能でございます。また、平和公園石材商協同組合は昭和47年の設立以来、平和公園の個人の墓地管理や公園の清掃活動等を通じ、お互いの信頼関係を築いて参りました。

今回、地元企業で構成する「若葉グループ」は、3者の経験や特徴を生かしまして、力を合わせて平和公園を市民に誇れる公園に育てて参りたいと考えております。

それでは、提案書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。最初に、提案書の30ページをお願いいたします。まず「(5) 施設の事業の効果的な実施」のうち、事業実施の基本的な考え方についてです。公共施設管理の基本的な考え方については、1番目として「事故が起こらない施設で安全である」、2番目として「円滑な窓口業務と市民や利用者に対する礼儀正しさを備える」、3番目として「イベント・自主事業等の実施による利用者の増加を図るこ

と」でございます。

次に、基本的な考え方と平和公園のビジョン・ミッションを踏まえ、(2)に6つの取組み方針を定めております。1として「安全で快適そして静穏な公園環境の整備」、2として「利用者の立場に立った公平・公正・正確な事務処理」、3として「公園機能の充実やイベント・自主事業による平和公園のイメージアップ」、4として「墓地としての役割と機能性の向上」、5として「高齢者・障害者に優しい環境づくり」、6「その他」として「地域連携とコスト縮減の推進」でございます。そして6つの各取組み方針に基づき、具体的な事業内容と実施年度を表にまとめてございます。次に、32ページをお願いいたします。

中段に記載のある企画提案事業「(1)巡回バスの事業」についてでございます。バス交通の現状と課題を整理した結果が、33ページの図の下に四角で囲ってあります。巡回バスの基本的な考え方ですが、3万件ある墓参者すべての人が、平等にバスの利便性を享受できることが必要であると考えております。

そのためには、図面で説明いたしますと、左上の正門バスロータリーを出発して、一番右側の南門経由の外周を回るルートと、管理事務所前を経由した内周ルートを組み合わせ、30分間隔で巡回する運行ルートが、最もバス利用者の要望にお応えできる方法と考えております。次に、34ページの下段をお願いします。

企画提案事業「(2)空き建物の有効活用」についてです。管理事務所裏にある写真の建物を改造し、6ブロックに仕切ります。左側から来園者用の着替室、ボランティア活動センター、造園組合、石材組合の詰所、災害時の資材倉庫、一番右側は障害者の方々の活動準備室です。公園内の清掃を社会福祉法人等に委託し、障害者の方々の自立支援に少しでも役立てればと思い、清掃等の委託費を300万円計画しております。次に、35ページをお願いします。

中段の下線部ですが、現在の墓地使用者が一番困っていることは、お彼岸・お盆の時の渋滞です。その大きな要因の1つが駐車場不足ですので、芝生広場を活用し、30年度に100台、31年度にさらに100台の、200台の臨時駐車場を増設します。次に、37ページの中段をお願いします。

自主事業ですが、表の①～④は「墓地管理・売店等に関する事業」でございます。一番下の⑤「理科教室」から次ページ⑩「樹木チップ化販売事業」までの6事業は、千葉市全体の基本計画の施策に沿い、この平和公園で実現可能であり、公園のイメージアップにつながる公共的な事業として提案いたしました。とりわけ、38ページ下の写真の「国蝶オオムラサキの繁殖と観察」「富田都市交流センターへのサイクリング事業」「加曽利貝塚体験事業」は、子どもたちにとって大きな興味や話題になると考えております。次に、戻っていただき申し訳ありませんが、7ページをお願いいたします。

上段の「緊急時の連絡体制」ですが、特に私たちが心配しているのは、千葉市で発生する大規模地震による墓石転倒による被災者の救助のあり方についてです。このための具体的な体制として、石材商組合と造園組合を合わせ、30分以内に150名以上を動員できる体制で救助にあたります。次に、17ページをお願いいたします。

中段の「植栽の管理」ですが、ご覧の年間計画表のとおり管理を行います。今年度までと比較し、濃い矢印の部分ですが、雑草の繁茂時期に合わせ5月と6月に芝刈りの回数を増やしています。次に、26ページをお願いいたします。

「施設利用者への支援計画」ですが、特に重視する事業としては、「1_バリアフリー対策」

の(1)段差の解消と階段部の補修等、(3)視覚障害者用誘導ブロック(点字ブロック)等の設置、「3_バス停留所のベンチと上屋の設置」、「5_着替え室等の提供」でございます。次に、29ページをお願いいたします。

「施設の利用促進方策」ですが、造園緑化組合による寄贈事業として、写真のとおり芝生広場等に健康器具と子供用の遊具の設置を、平成30年度から3か年かけて整備いたします。

最後に「収入・支出見積もりの妥当性」の中、42ページ中段の委託費1億90万円ですが、この指定管理の特徴としては、植栽管理等の委託費が全体事業での約3分の2を占めています。この委託費のコスト縮減を図るため、共同事業体直営でできることはむやみに委託せず、自ら行うこととしております。こうしたことで、委託費のコスト縮減額は、千葉市から提示された各項目の額と比較すると、単年度で1,900万円、5年間で9,500万円の縮減を図っております。また、人件費の縮減額は単年度で1,000万円、5年間で5,000万円としております。以上でございます。

○高橋部会長 はい、どうもありがとうございます。それでは、こちらから質問をさせていただきます。大道委員からお願いいたします。

○大道委員 はい、ご丁寧な説明をありがとうございました。今日、私も現地を見てきたのですが、あれだけ広い墓園で緑地もあります。そこに対して目につくのが特に植栽です。植栽に関し、何か重点的にお考えになって検討されたようなことがあれば、お知らせいただきたいのですが。

○若葉グループ はい。造園組合で長年管理をさせていただいております。おっしゃるとおりに千葉市のガイドラインに基づいて、千葉市の意向に沿った仕様書の中で採用させていただきました。というのは、高木の剪定等が最近ないでしょうか。芝生の管理を重点的に、きれいな芝生づくりに重点を置いたため、高木がかなり繁茂しております。計画表の中には高木の内容はうたっていませんが、我々は共同事業体が持っているノウハウをフルに生かして高木の管理をと。また、シンボルツリーになる木が南門に1、2本ありますが、こういう木をお客様が見て、喜んで「ああ、きれいになった」という印象づくりのために、皆で活躍したいと考えております。

○大道委員 ありがとうございます。利用される方が「きれいな墓地」という印象を強く持てるようにご検討いただき、ありがとうございました。

○若葉グループ それから、正門を入れて幹線道路の両側で、のり面が結構崩れて、土の部分が目立っています。ここに造園緑化組合と共同でツタ植物を這わせて、のり面の土砂崩壊を防ごうという計画をしています。

○大道委員 今、お尋ねしようと思いましたが、そのままです。ありがとうございました。以上です。

○高橋部会長 それでは、岡田委員、お願いします。

○岡田委員 岡田でございます。今日、午前中現場を見ましたが、確かに交通が不便ですね。先ほど説明があったのですが、33ページにバスの運行について、結構詳しく提案がしてあります。ちょっと確認ですが、34ページの運行回数に「利用客が多く見込まれる時は9時から5時まで30分ごと1日17本、それ以外は1時間ごとの運行を基本とします」ということですが、例えば具体的にお盆の時期等はお調べになっているのですか。

○若葉グループ はい。これは前の32ページの下の方で、バスの発着本数を調べたわけで

すが、今は3ルートからということで、ちばフラワーバスが8往復入っております。そして、コミュニティバスが3往復入っていますので、平日は11往復入っています。大体1時間弱に1本ぐらいです。

そういったバスとの連絡を、我々の巡回バスも合わせて行いたいということで、30分ごとに17本を計画しております。加えて、ちょっと問題なのは、お盆やお彼岸の時は車が渋滞するため、定時の1日30分ごとの17本が回せるかという問題が1つございます。それはまた、その時々によって対応していきたいと思っております。

○岡田委員 はい、わかりました。それともう一点、39ページに自主事業の見込みが書いてありますが、この摘要に「1日200×100×10」とか書いてあって、経費の方も書いてありますが、私は会計士なので数字全部を足し算していくと上手く合わないのです。

なぜかと言うと、下の方に③～⑩とありますが、※3に4万円については書いていない旨の説明がありますが、例えば年間収支のところでも、収入と支出を引き算すると、この数字にならず少し合わないのです。だから、これ以外に何かあるということですか。この記載内容が…。

○若葉グループ いや、これですが、ただいま申し上げた※3の③～⑩の事務費の合計が4万円なのですが、これが結構細かいのです。この支出条件の③～⑩には細かい事務費を書ききれなかったため、そこには入れていないのです。でも、年間収支にはそれを入れていますので、そういったことで差が出ているということですか。はい、申し訳ありません。

○岡田委員 あと、数字は申し上げられないのですが、自主事業の収入が他の応募団体に比べ相当多いのです。この数字については、それなりの確実性があるのでしょうか。全体の数字が、他の団体よりすごく多いのです。相当違うのです。収入も経費も多いのですが、こちらについては。

○若葉グループ 自主事業の収入が多いということですね。合計では、収入・支出それぞれ1,700万円ずつで、収支は6万8,000円ということで、ほとんど利益が出ないのですが、収入につきましては、多いのが1番目の墓石管理事業や売店事業などで、⑤の理科教室や次の自転車、加曾利貝塚などはそんなに多くはありません。⑨の植木市と野菜市、伐採樹木等は、やはりお盆やお彼岸の時期など、お客さんがいっぱい来る時に、この植木市と野菜市をやりたいと思っています。若葉区は非常に農産物が多いということで、千葉市の約4割を若葉区で産出している状況もありますので、この辺の収入が非常に多くなっています。

○岡田委員 わかりました。

○高橋部会長 よろしいですか。それでは、小田副部長、お願いします。

○小田副部長 それでは、私の方から伺います。なかなか良い体制をとられているようで、結構だと思います。だから聞くわけではありませんが、まず墓地の玄関と言いますか、事務手続きに関係しますが、「祭祀の主宰者」という言葉を聞いたことはありますか。

○若葉グループ はい。

○小田副部長 どういうふうに聞きましたか。

○若葉グループ 祭祀の主宰者は、本来ですと、墓地の承継等する時に身内などが承継するのですが、そういった方がいない場合は、祭祀の主宰者として、極端なことを言えば他人でも祭祀を主宰する方であれば承継できるということで理解をしていますが。

○小田副部長 必ずしも正しい答えではありませんが、祭祀の主宰者というのは、お墓を管理して維持する者のことを言うわけですか。簡単に言えば、身内の中での法事全般の責任者で

す。だから、お墓のことで何かあった時には、法律的に、いわばその家の祭祀の主宰者に連絡をしなければいけません。例えば、管理料が溜まったとか、あるいは墓石が欠けてしまったとか、そういうところもすべて祭祀の主宰者へ連絡をしなければいけません。一族には必ずいなければいけないのです。

参考までに言いますと、遺言書を残す場合も「祭祀の主宰は誰か」ということで、必ず一項目を設けます。大体その人が資産も一番貰うわけです。いろいろと諸経費もかかるからです。最近あまり聞かなくなってきたものの、所々で聞くのですが、時々お墓へ来ては、管理事務所が祭祀の主宰者に連絡して了解をとらなければいけない事項について、いろいろと言ってくる人がいると言うことです。そういう場合は「あなたは祭祀の主宰者で間違いはないですか」と確認しなければいけません、それはどうやって確認をしますか。

○若葉グループ やはり戸籍等を調べて、住民票や戸籍を調べて、実際に身内の方に個々に確認するしかないのではないかと思います。この方が本当に祭祀の主宰者なのかどうかを。

○小田副部長 戸籍謄本は簡単には取れませんよね。住民票も厳しくなっています。だから、取るのではなくて持って来てもらうのです。「どこのどなたで、本籍地はどこですか」と聞いて、「失礼ですが戸籍謄本をお持ちいただいて、このお墓とあなたの関連性を証明していただけませんか」と。「そうでないと、私どもとしては対応できないのですよ」と話して、持って来てもらうのです。

その上で連絡先を聞いて、そこへ連絡をとって、電話でも何でも聞いて確かめるわけですが、最近では違う場合も出てくるそうです。「オレがオレが」と言う人がたまにいて、「全部オレがやるんだ」と言う人がいて、事務所でトラブルを起こす例が無いわけでもないらしい。そういう場合には、やはり専門知識に精通しているとは言いませんが、「こうしなければいけない」という要領を、ある程度まで熟知した人を置いた方が無難だと思いますが、これを見ても書いていないのです。その辺はどうでしょうか。

○若葉グループ はい、この平和公園の事務処理としては、1つは管理料の話と、もう1つは今言った許認可関係の事務がございしますが、これについては市のいろいろな基準に合致しているか、的確な判断が求められます。管理事務所の職員が、できるだけ同レベルの共有した基礎知識を得るように、いろいろな研修をやっていきたいと思っています。

そして、千葉市の職員が管理事務所の中に全部で8人半いるのですが、そのうち残る方が2名だと聞いています。そうすると、我々が4月1日から急に代わった際、今おっしゃったように難しい問題があった時は、なかなか対応が困難なことも予測されます。今ちょっと考えているのは、この平和公園等の場所を経験した市役所のOBを数名お願いして、一緒にやっついていこうかと考えています。そうでないと、アルバイトの方2名しか残らないので、4月からの円滑な業務移行が非常に難しいかと考えています。

○小田副部長 今のお話は答えになっているようで、なっていないですね。要するに、そこまでは考えていなかったと思いますが、このお墓の問題は身内同士の争いになると、大変なことになるのです。滅多にないことで、全体のうちの1割もありませんが、一度あると窓口で怒鳴り合いになるわけです。だから、ちょっと要注意の問題なのです。その結果が墓地の管理に、はね返ってくるのです。「市でやっているのではないのか」となってきます。どこが管理しているのだという話になってくるのです。

これを見ると、市民向けのサービスをきっちり了解を得て行くと書いてあります。それは結

構なことです。草木や樹木だけの管理ではなく、法律問題に直結するような人の対応や管理の仕方、やはり準備してもらわないといけないと思います。何も書いていないので、大丈夫かという感じがしたのです。

○若葉グループ はい、状況によっては、専門の行政書士等をお願いしたいとも考えています。また、相続等が絡んでくると、いま小田副部長が言ったような問題も出てきますので、その辺はしっかりやっていきたいと思います。

○小田副部長 いや、実は相続が絡んでトラブルが出てくるのです。だから、もしそのつもりがあるのであれば、お宅の会社には顧問弁護士がいるでしょう。やはり要員を集めて、その方に話をしてもらった方が無難でしょう。どう扱ったら良いのか、対応要領をメモにでもまとめたものを配ってもらって、それを皆さんで読むとか、事務所の壁に貼っておくとかね。

そういうことをしないと、日頃滅多に起きないことだけに、しかも専門知識に直結するばかりでなく、先様の身内同士の争いに油を注ぐ結果になりかねない場合もあるわけですから、そこはやはり心して準備されたら良いと思います。目に見えない問題ですが、これはあつたら面倒なことになります。一つその辺をお願いしたい。

それから、もう1つ。最近はずズメバチが襲ってきて、この間、おばあちゃんが亡くなりましたね。あの霊園は広いですから、見たところ樹木や草の手入れが行き届いているから良いものの、ちょっと手を抜くと巣を作られかねない問題があるわけです。キイロスズメバチは飛べばわかりますので、それを見た時はどこに巣があるのかも含め、警戒しなければなりません。その辺の対応はどうなっているのですか。

○若葉グループ 造園組合の方で、薬剤散布の許可を持った業者がかなり大勢おります。農薬管理指導士という検定を行っている講習会がありますが、90%以上の各社がその講習を受けております。今、薬剤散布は造園組合の専門業者が登録して行っております。この間も千葉で毒へびを見受けたこともありますので、我々が直接管理する中では、ハチの巣の管理や毒へびの除去にも力を入れて、事前対策を取りたいと思っております。

○小田副部長 そういったハチを見つけた時の対応、特にハチの巣の除去については、具体的に方法を講じてあるのですか。

○若葉グループ そうですね。まずは目視ですが、飛んでいるハチに対して本当は誘引するのが一番良いのです。巣を作り始めた時は集まってくるのがわかりますので、それを管理していく中で、ほとんど1か月のうちに相当入ってきますので、各自がそれに集中してやればと思います。自分が刺されても大変ですが、ましてや墓参に来られた方が事故に遭われたら大変なことになります。それを皆で認識して、判断していきたいと思います。

○小田副部長 ちなみに市役所では、そういったズズメバチが出た時の通報先はどこかわかっていますか。

○若葉グループ 私どもは、市役所から直接受けて仕事をやっております。だから、駆除の方の人間もあるのですが、造園組合の中にそういったものがありますので、連絡を受けたら我々がやっております。

○小田副部長 あなた方がやっていると。市の部署はどこになりますか。

○若葉グループ 市の部署は今は生活衛生課で担当されていると思います。

○小田副部長 おそらく市と協議しながら、素早く動くのだらうと思いますが、市の職員が網をかぶって行くわけではないから、当然それは除去業者に頼むことになるのでしょうか、

その辺を速やかにやらないと大変なことになりますね。「何をやっている」と言われてしまいますから。

特に、ついこの間は年寄りが亡くなっていますからね。ですから、そういう面も改めてチェックいただき、具体的な対応策をしっかりとお願いします。何かこれもちよっと抜けているものだから、この問題は細かすぎたのかな。

○若葉グループ いや、ご質問があればお答えしようと思っていました。

○小田副部長 やはり、現実の問題ですからね。特にあなた方の場合は、あそこで何が起きても大丈夫でなければいけないわけです。そのつもりで頼みます。私は以上です。

○高橋部会長 高橋でございます。では、最後に質問をさせていただきます。提案書のご説明でよくわかったのですが、もう一度確認です。この公園墓地の管理上、最も重要であるとお考えになっていることがありましたら、再度強調してご説明いただければと思います。

○若葉グループ はい、公園墓地で一番大事なこととしては、本当は利用者のアンケートを取るのが一番良いのですが、別途、日本石材協会が日本全国の墓地使用者5,000名対象にアンケートをした結果があります。やはり、1位は維持管理がしっかりしていることで、その中にはきれいだということも当然入っています。そして2番目は自然が豊かなこと、3番目が明るい墓地であること、4番目が公共交通の便が良いことやバリアフリーとなっています。

こうした中で、現在の平和公園と比べるのは失礼ですが、維持管理がしっかりしているというのは、まあまあかなと感じております。自然が豊かというのは、豊かすぎて樹木が非常に繁茂しすぎていると。反面、管理事務所の周りも木が非常に大木になっています。開園以来、45年近く過ぎていきますので、やはり造園組合と協力合せて高木の剪定をして、もう少し平和公園を明るくしたいと考えています。平和公園のキャッチフレーズにも「陽光に恵まれた」というのがありますので、平和公園を全体的にもう少し明るくしたいことがございます。

それから、先ほどバスのお話をさせていただきましたが、平和公園は非常に交通不便な地域でございます。若葉区の中でも千葉市の中でも交通不便なところにありますので、公共交通の便に力を入れていきたいこと。また、バリアフリーを含め園内の幹線道路の縁石が止めていなくて、非常にゴロゴロしていて危険なため、直ちに改良していこうかと思っています。小さいものはぶつかった時にゴロゴロと横に動いたりして、お年寄りがケガをすることもあります。黄色いペンキを塗るとか、カラーコーンをつけるとか、そういった改善もしていきたいと考えています。

○高橋部会長 ありがとうございます。リスク管理についてですが、先ほどご説明の中で、大規模な災害が起こった時は、150名ほどの方が30分以内に駆けつけるよう対応したいということでした。具体的にやれる可能性ということで、もう準備はされているのでしょうか。

○若葉グループ はい。造園組合の方で現場代理人同士が携帯電話で連携をして、次々と連絡を取って、誰が何人出れるかというシュミレーションをしております。そういう訓練をしておりますので、東日本大震災の時は当日の夜に直接都市公園に行った人もいるし、翌日は150名とダンプ40台が即座に幕張の公園に集合し、たくさんの商品を全部出してくれました。そういう実績を踏まえておりますし、若葉区、緑区には24社が集まっております。中央区からも近くですので、可能な対応だと考えています。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

○若葉グループ それに関連して、昨年、熊本地震がございましたが、熊本地震では市内の

公営墓地の墓石の転倒率が5割を超えていました。ただ、発生時間帯が夜間であったために、ケガ人はなかったのですが、これが昼間であったら大変な問題になります。平和公園には芝生墓地が1万5,000と、普通の墓石形式が1万5,000ほどございますので、震度6強の地震に襲われたら、昼間であれば相当の死傷者が出ると思います。そういったことで、造園組合や石材商組合から、最低でも150名以上は動員できるということです。

○高橋部会長　それでは、時間になりました。以上でヒアリングを終了させていただきます。選定結果については、後日通知いたしますので、よろしく願いいたします。事業者の方はご退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(応募事業者退出)

○高橋部会長　それでは、当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思います。これから採点を行うにあたり、参考となるような、例えば委員間で共通認識を作っておきたい点、確認しておきたい点などをご発言いただきたいと思います。また、特に優れていると思われる点、気になった点などについても、是非この場でご発言いただければと思います。

何かご発言はありますか。

○大道委員　はい、生活衛生課に伺いたいのですが、緑地の駐車場の提案をされていますが、所管としてはいかがお考えですか。

○高本生活衛生課長　現在も緑地の部分については、臨時の駐車場を設けておりますので、芝生の中に車を入れてしまう作業をしているのです。こうした駐車場のエリアを拡大するという意味だと認識しております。実際に今日現場を見ていただきましたが、道の部分の他に、本来の緑地の中に、車が入れるよう改良しているので、たぶんそのことをおっしゃったのかと認識していますが。

○大道委員　もうすでにやっているのですね。

○高本生活衛生課長　そうですね。一部はやっておりますので。

○岡田委員　先ほど100台と言っていましたね。100台も大丈夫なのですか。できるのですか。

○大道委員　広さとしてはもっと入ると思いますが、毎年渋滞はしていますね。そのことに関しての改善策と承ったのですが、現実の話としては、今までもそれを行っていて、それでもまだ渋滞があるということなのですか。

○高本生活衛生課長　道の脇に停めていただく形になりますので、あくまでそこから動かなくなっていて、待っているわけですね。

○大道委員　ごめんなさい。芝生に車を入れることをやっても、間に合わないということですか。

○高本生活衛生課長　やっても間に合わない状況ですね。すべての場所で両方に芝生があって入れられるわけではないですから。特定のこういうエリアがあって、その部分に車を止めると、芝生がないところはこちらに車が行けないから、車の内側に…。

○大道委員　その説明はわかるのです。私が提案の方から受け取ったのは、スポーツをやっている所がありますね。あそこに入れると受け取ったのですが、そういうことではないのですか。

- 高本生活衛生課長 たぶんそういう意味だったと思います。ただ、うちは今はやっておりませんので。
- 大道委員 それなら、所管ではいかがですか。ああいうふうに提案されていますが。検討するのか、それともまずいことなのか。
- 朝生平和公園管理事務所長 緊急対策としてはやむを得ず、そうならざるを得ない場合もあるかとは思いますが。広場としてスペース確保をできるだけ保っていくべきだと思いますが、全く不可能ではないですし、実際にはお彼岸後もいわゆる一番混む土曜日に焦点をあてるしかございませんので。
- 大道委員 最近そういうところを、特に繁忙期に限って車を入れさせている自治体が少しずつ増えてきているので、それを伺ったのです。今のところ、そのスポーツをやっている運動広場などは無理だということですね。
- 朝生平和公園管理事務所長 無理というより、緊急避難的に入れるようできなくはないか、検討することはやぶさかではないと。
- 大道委員 そうすると、業者さんとの相談ということですか。
- 朝生平和公園管理事務所長 現実にそういう期間は警備員も十数名入れますので、誘導等もしていますから、その中での対応として、そういったご案内も出てくるかと。
- 大道委員 可能であるということですね。ありがとうございます。
- 高橋部会長 他にご意見はありますか。
- 小田副部会長 印象として、通常考えうるような出来事には、大体対応できるような感じはします。よく考えていますからね。だけど、予想しなかったようなトラブルが出てきた時は、丈夫かなという感じがしますね。あの言い方では答えにならないのです。ということは、どこへ連絡をして指示を受けたら良いかわかっていないです。その点で突発的なトラブルの時には、ちょっと心配な感じがします。
- 岡田委員 この仕事は経験がないですよ。確か霊園関係はないですね。
- 小田副部会長 経験はないようですね。
- 岡田委員 この後の「平和公園パートナーズ」は川崎市の市営をされていますね。塚原は別ですが、最後のアメニスもね。ですから、たぶん霊園管理のノウハウがないのかと。
- 小田副部会長 ないのでしょね。だから、最初の事務のところでも、トラブルが起きた時の対応がよくわかっていないですね。
- 岡田委員 先ほどお話があったのですが、指定管理になっても市の職員はずっと残るのですか。
- 高本生活衛生課長 非常勤のアルバイト社員は、引き続き継続雇用いただきたいというお願いをしているので、その話をされています。
- 岡田委員 引継ぎはもっと前にやるのですよね。実際には4月1日の前ですね。
- 高本生活衛生課長 前からやります。
- 岡田委員 4月1日からでは遅いですよね。
- 高橋部会長 私は、実際の場所をよく見ているという印象は受けました。下見はずい分しっていて、内部等は見ている印象は受けましたが。
- 岡田委員 バスの運行は一番詳しく書いていますからね。できるかどうかは別ですが、他の業者より詳しく書いてあります。

○小田副部長　　そういうところは知恵を働かせて、通常考えられるような常識の枠内ではよく考えています。マリスタジアムだから、バックの会社もしっかりしているでしょう。おそらく人手も集めるでしょう。だから、通常考えるような中では良いのですが、急に何か起きたときに、事務でトラブルになったり、相続人が来たので行ってという時には、お手上げになってしまいます。しかも、形にはならないが、深刻な問題に直結してしまうのです。だから、その辺の対応もまだ十分ではないですね。

○高橋部会長　　では、採点をしていただきます。時間もありますので。

(採点)

○高橋部会長　　では、事務局は「平和公園パートナーズ」をご案内してください。

(応募事業者入場)

○高橋部会長　　それでは、応募事業者からは、説明10分・質疑20分で計30分以内に収まるように調整をお願いします。事務局でも時間の計測をしてください。

本日は、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。これからヒアリングを行います。進め方ですが、まず皆さんの氏名・役職名を述べていただいた後、今回の応募について提案説明ということで、10分以内で提案内容についての説明を行ってください。その後は、各委員から質問をいたしますので、ご回答をお願いします。それでは、よろしく願いいたします。

○平和公園パートナーズ　　はい。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。私どもは「平和公園パートナーズ」と申します。私は代表企業 西武造園 管理運営事業部に所属しておりますフクシマと申します。よろしく願いいたします。

同じく、西武造園 管理運営事業部のカンノと申します。よろしく願いいたします。

同じく、西武造園 管理運営事業部のナカゴメと申します。よろしく願いいたします。

イオンディライト(株) 法人営業部のコバヤシと申します。

イオンディライト 千葉エリアセンターのトナイと申します。よろしく願いいたします。

本日は、この5名で参加させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、西武造園ナカゴメより、簡単ですが、提案書の説明をさせていただきます。

はい、よろしく願いいたします。まず、提案書の1ページをご覧ください。私たちは千葉市平和公園の設置目的やビジョン・ミッションを十分に理解し、千葉市の代行者である指定管理者としての責務を踏まえ、墓地と公園の2つの役割を持つ都市計画墓園として、本施設の管理運営業務を徹底して参ります。

代表企業である西武造園は、本施設と同様の都市計画墓園である「川崎市営緑ヶ丘霊園」「早野聖地公園」「横須賀市営公園墓地」、これら3つの管理を長年にわたって行ってきました。その実績とノウハウを活用し、墓地としての管理はもちろんのこと、様々な機能を有する憩いの場にふさわしい公園機能を適正に管理し、快適で安心な市民生活を支える、思い出・やすらぎ・誇りを育む未来につなぐ、施設づくりに取り組みます。3ページをご覧ください。

私たち共同体の同種施設の管理実績についてご説明します。公の施設としては「千葉県立幕

張海浜公園」や「習志野市谷津干潟自然観察センター」、「新浦安駅前プラザ マーレ」などの管理実績があります。代表企業 西武造園は、平成29年4月現在、全国で52か所155公園の管理運営を行っています。4ページをご覧ください。

本施設も位置づけられている都市計画墓園は、関東地方でも23か所しかありません。私たちはそのうちの3か所、川崎市と横須賀市の公営墓地において、長年にわたり適正に管理運営を行っています。5ページにはわが国を代表する都市公園、昭和記念公園等、国営公園での実績、6ページには管理運営する公園や施設におけるコンクール等の授賞実績を記載しています。8ページをご覧ください。

ページ下部に示した組織図を用いて、組織体制をご説明します。公園の責任者である所長を中心に副所長、園内維持管理責任者を配置し、墓地としての管理、公園としての管理に対応します。その他各業務リーダーを配置し、円滑な運営体制と利用者へのサービス提供を、総勢23名の従業員一丸となって取り組みます。11ページをご覧ください。

次に、コンソーシアムについてご説明します。私たち「平和公園パートナーズ」は、代表企業 西武造園、構成企業 イオンディライトの、それぞれ異なる事業分野で実績を持つ2つの民間企業による共同体です。主な役割分担としては、西武造園は「トータルマネジメント」「墓地受付業務」「安全管理」「イベント企画運営」「植物管理」を担います。イオンディライトは「施設維持管理」「設備保守点検」「緊急時対応」「施設などの修繕」を担います。この2社が持つそれぞれの力を結集させることで、本施設の魅力を高めていきます。12ページをご覧ください。

本施設における最も重要な業務である「墓地管理」に対して、墓地管理士の資格保有者を配置します。代表企業 西武造園では、平成29年9月現在において、8名の墓地管理士の資格保有者が在籍しています。今後も安定した管理運営のために、本施設の体制における墓地管理士の増員や、その他資格取得に努めます。また、配置人員体制に加えて、共同体各社に所属する有資格者による支援や協力体制を整えます。13ページをご覧ください。

川崎市や横須賀市の公営墓地に加えて、西武造園グループ企業が管理運営する「鎌倉霊園」や「所沢聖地霊園」、その他維持管理やサービス事業を受託している民営墓地施設等との合同研修、情報共有や連携により、本施設における業務サービスの質を高めていきます。17ページをご覧ください。

ここからは「設備及び備品の整備等」についてご説明します。設備や備品においては、園内維持管理責任者を配置し、適正に取扱います。各種施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持します。また、利用者の快適かつ安全な利用を図るような維持管理を行います。植物管理においては緑の質の向上を図るとともに、墓参者や公園を利用する人、それぞれに対応した公園として、植栽管理計画を策定し、計画的な管理を行います。18ページをご覧ください。

清掃管理においては、本施設の管理運営の基準に従って業務を実施します。また、繁忙期や天候に応じて清掃回数を増やし、利用者により快適に施設を使っていただけるよう努めます。特にトイレについては、利用者からの要望が多いと推測されます。繁忙期には体制の強化、清掃回数を増やすなどの対応を行います。19ページをご覧ください。

構成企業 イオンディライトは、イオングループの施設管理会社として、大型商業施設をはじめとする空間づくりに、豊富な経験と知識を有しています。ホスピタリティの気持ちとプロ

としての心構えをもって、利用者が快適に過ごせる空間の提供を行います。20ページをご覧ください。

警備業務においては、利用者の安全を最優先に警備管理業務を行います。日常からの巡回パトロールにより、異常事態発生の抑制と早期発見に努め、不審者・不審物等はもとより火災、地震、台風などの災害時には、従業員全員で連携を図り迅速に対応します。事務所や作業員詰所は機械警備を含め、24時間警備体制を整えます。お盆やお彼岸等の繁忙期には、誘導・案内等を行う臨時警備スタッフを増員・配置します。30ページをご覧ください。

施設の利用促進の方策においては、管理運営方針などにに基づき利用を分類して、それぞれの利用者に向けたサービスを提供することで、本施設全体における利用促進を図ります。接遇サービスやユニバーサルサービスを用いた「すべての利用者へのサービス提供」、毎日循環バスサービスや墓所管理代行サービスなどの「墓地利用者へのサービス提供」、花修景の創出や各種イベントなどの「公園利用者へのサービス提供」、これら3つのサービス提供に併せて、多様な広報媒体を用いた情報発信により施設の利用促進を図ります。

経費の見積根拠につきましては、提案書41ページをご覧ください。そちらにも記載のとおり、本社経費については全体経費の10%を見込んでおり、予算に反映させています。収支予算書については、様式24～26に示したとおりです。以上、簡単ではありますが、提案書についてご説明させていただきました。

私たちは、共同体の力を最大限に発揮し、千葉市平和公園を魅力ある施設にするための管理運営事業に全力で取り組みます。是非とも私たち共同体にご用命ください。ご清聴ありがとうございました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。それでは、こちらから質問をさせていただきます。大道委員からご質問をお願いします。

○大道委員 はい、ご説明をありがとうございました。一番基本となることですが、ご利用される方にとっての「きれいな墓地」について、御社が特に重点的に考えられる点があれば、教えてください。

○平和公園パートナーズ はい。提案書2ページの上の方に、管理運営方針の実現に向けた3つのキーワードということで、一番最初に「集う」ということ、故人を偲び家族が訪れやすい墓地づくりということで、書かせていただいております。やはり、明るくきれいな墓地で、皆さんが訪れやすい施設づくりが必要かと思っています。

今、本施設を見せていただくと、ちょっと高木が生い茂っているところも多少ありますので、下枝を刈るだけでもかなり明るくなると思います。その辺を進めていくことと、あとは園内の清掃ですね。トイレや園地も含めきれいな墓地を作っていければ良いかと思っています。その辺を重点的に進めていければと思っています。

○大道委員 はい、ありがとうございます。

○高橋部会長 よろしいですか。それでは、岡田委員、お願いします。

○岡田委員 岡田でございます。私は今日の午前中に現場を見てきたのですが、平和公園は非常に交通不便なところで、33ページや35ページに臨時循環バスの実施等が書いてあります。この場合はお彼岸・お盆の土日祝祭日を中心にするか書いてありますが、平日はどうなるのか、あるいは臨時循環バスをどのくらい出すのか、どこからどこまで出すのか、その辺の計画があればお願いします。

○平和公園パートナーズ はい。今おっしゃられた臨時循環バスについては、お盆やお彼岸の土日祝日を中心に、墓地における繁忙期と呼べるような時に稼働をさせたいと思っています。それで、34ページの下の方に企画・提案事業の内容として、「まいにち循環バスサービス」に関して書いております。これは繁忙期とは別に、平日こちらで車と運転手を用意し、お客様のニーズに応えられるような、毎日稼働するようなバスサービスを進めさせていただければと思っています。

運行形態ですが、定時運行で、園内の各所に停留所を設けて運行していく形が基本になるかと思いますが、その辺は利用者のニーズを踏まえながら、ルールづくりを適宜進めていければと思っています。平日は「まいにち循環バスサービス」、繁忙期は「臨時循環バスサービス」ということで、その2つを繁忙期には同時に稼働させながら、高齢者の方などが少し不便だなと感じるところに、この事業を重点的に展開していければと思っています。

○岡田委員 あと、お盆などの繁忙期には、交通渋滞がすごいようですね。あとは駐車場の問題もありますが、何かご提案があれば。

○平和公園パートナーズ 繁忙期においては、警備員を適宜配置して、交通誘導と交通事故が起こらないよう利用者の安全を最優先に確保していきたいと思っています。私どもがいま管理運営をしている川崎市営霊園や、横須賀市の公園墓地でも同じような状況が起こっています。その辺は実績がありますので、同じような状況であれば、その辺の実績とノウハウは活用できると思っています。

○岡田委員 はい、ありがとうございました。

○高橋部会長 では、小田副部会長、お願いします。

○小田副部会長 私からは二、三点お伺いします。この資料もよくできています。非常にカラルフルで資料としてはわかりやすいので、ありがたいですね。経験の成せる技と思ったので安心して読んでいたのですが、まず1つとして、例えば30ページを見ると利用者へのサービス提供や、「接遇に十分気をつけます」ということが書いてあります。

そして、その下には墓地利用者へのサービス提供として「専門スタッフによる相談窓口を作って対応します」と書いてあります。そして46ページを見ると「継続雇用の考え方」という項目はちょっと違いますが、その2行目に「主に受付業務や維持管理業務で本施設の要となるポスト」と書いて、受付業務を要のポストの1つに上げていらっしゃいます。これは誠に結構。着眼はよろしいと思います。それゆえお伺いしますが、「祭祀の主宰者」という言葉を知っていますか。

○平和公園パートナーズ はい、存じ上げております。「祭祀の主宰者」というのは、その家の祭祀財産ということで、墓地や墳墓等、先祖を祭るといった法事等を主宰する者ということで、認識をしています。

○小田副部会長 難しいですね。あまり他のものを書いていないものだから。要するに、その家の法事を誰がみるかという責任者のことですね。普通は、今までその家の長男が代々みてきたわけです。ところが核家族になって分散してから、誰が誰だかわからなくなってしまいました。それでトラブルが起きる場合があるのです。

本家が墓の主宰者を管理しているのが普通ですが、本家と分家との仲が悪くて、本家の了解を取らずに分家のほうが「うちの親も入っているのだから、当然こちらにも入る権利がある」と言って手続きをしようとするが、それを本家が聞きつけて「断わりもなく何だ」ということ

で、怒鳴り込んでくる場合があります。こういう時はどうするのですか。

○平和公園パートナーズ 墓地に関しては、基本的に名義人様が明確になっているので、基本的にはご名義人のご本人様にお手続きを取っていただくということで、お願いすることが決まっています。

○小田副部長 ご本人様は、どうやって確認するのですか。

○平和公園パートナーズ 許可証にお名前がありますし、千葉市の場合はシステムがどうなっているのかまだわかりませんが、登録されているお名前がありますので、それと身分証とを照らし合わせて…。

○小田副部長 もし、片方が出てきて「その使用名義は勝手にあいつらが書いたもので、本来はオレなんだ」と、「これは全然違うんだ」と言って食い下がってきたら。

○平和公園パートナーズ そういう場合には、ご家族の中での問題ということで、私たちがどうこう言って、却ってこじらせてしまうことがあってはならないと考えています。基本的にはご家族の中でご相談なさるか、もしくはそれで折り合いがつかない場合は、役所にも無料の相談窓口がありますし、弁護士先生であったり、場合によっては家庭裁判所まで行ってしまいかもしれませんが、そういうところにご相談なさって、しかるべき結論が出ればその時に…。

○小田副部長 一生懸命に言おうとしていますね。この問題をなぜ聞かかと言うと、数としてはそんなに起きませんが、起きたらこれは始末におえないからです。砕けた問題に巻き込まれる可能性が出てきてしまうのです。しかも墓を管理している窓口だから、何らかのアドバイスなどをしなければいけません。そうしたら、どうするかという問題なのです。結局、この墓の主宰者がどうなっているかは、本人たちに聞いてみないとわからないのです。

だから、一番良いのは「あなたがその墓とどういうご関係なのか、まず証明する資料をお持ちください」と。「そうでないと私どもも話ができません」と。そして、戸籍謄本でも持って来てもらうことですね。そして、私はこれですということで、戸籍上の有因関係の特定ができれば、初めてそこで話ができる一人だということになってきます。

ただし、それでもあまり首を突っ込むわけにいかないから、実際に管理して名前の載っている人の居場所を教えてもらい連絡を取ってみて、「こういう問題が起きていますが、当方としては本来の守備範囲ではないものですから、まずそちらで決めていただいた上で、こちらに来てもらわないと対応ができません」ということで、とりあえずお引き取り願うか、話をつけてもらうしかありません。その辺の接遇が大変なのです。だから「接遇に気をつける」と書いてありますが、そういう場合も含めた接遇を考えてもらわないといけません。それも窓口だけに任せないで、その裏にいる上司なり責任者がそういう場合の対応方法を、きちんと教えないと駄目なのです。それも含めた対応をしていないと、十分とは言えません。起きたらどうにもならないから。でも、そうかと言ってあまり首を突っ込む問題ではないものだから。けれども、こちらとしては扱えるような状況にさせていただかないと困るわけです。それをどうアドバイスするかという問題です。

だから、顧問弁護士なり何なりに聞いてみて、どういうふう処理をすれば良いのか、その要領をマニュアル化して、皆さんに配ったりしておくことも必要かもしれません。他の問題と違って、これは滅多に起きない問題ですが、起きたら始末におえないのです。しかも首を突っ込むべき問題ではないのです。

ただ「こちらで対応できるようにするために、もう1つ揃えていただきたい」「こういうご

努力をお願いしたいのです」ということで、巧みにもっていかなくてははいけません。その辺のところ的大事です。向こうはカッカしてくると目が見えなくなってくるからね。そのところを気をつけた接遇を考えてみてください。

○平和公園パートナーズ　ありがとうございます。

○小田副部長　それから、ついでにもう一点、この資料をよく見ると、18ページを見ると、誠に結構ですが、上の方に④「除草、草刈等」と書いて、そこに「安全を確保する必要のある区域等を優先し」と書いてあります。優先順位をつけていると書いてあります。それから、⑤は「病虫害防除」ということで「病虫害の発生を防ぎます。害虫の卵、幼虫を発見した時には速やかに駆除します」と書いてあります。では、スズメバチが出てきたらどうするのですか。

○平和公園パートナーズ　発見次第、適宜ということで、その辺はやはり各公園で事例がありますので、専門業者に頼んで駆除を速やかにお願いします。

○小田副部長　なんでしつこく聞くかと言うと、あなたのところは霊園管理の経験者だから聞くわけです。この間も新聞に出たでしょう。テレビにも出ましたが、おばあちゃんが刺されて亡くなりましたね。あんなことがここで起きたら大変です。「西武グループが管理しているのに何やっていた」と池袋の本社に電話がくるかもしれません。そのぐらい遺族にしてみれば、カーッとくるわけです。やはり、滅多にないことですが、その辺の対応も考えておかないと、仕方がないです。

あなたの会社では、キイロスズメバチが大群をなして人を襲った時の対応マニュアルは、ちゃんとできていますか。

○平和公園パートナーズ　そうですね。安全対策マニュアルというものを作っていますので。

○小田副部長　そこにどう書いてあるのですか。

○平和公園パートナーズ　必ず一人では作業を行わないとか、自分たちで行わないとか。まず、状況を把握した上で、どう対処するかというのを…。

○小田副部長　状況把握していたら人が刺されますよ。

○平和公園パートナーズ　その辺は、速やかに駆除するというふうな形を取っています。

○小田副部長　あのキイロスズメバチは、知っていると思いますが、非常に攻撃性が高く、仲間でも殺すのです。ミツバチを殺して食べてしまうし、蜜も持って行ってしまうし、だから、状況を見極めてと言っても、飛んでくれば何とかしなければいけないでしょう。

○平和公園パートナーズ　そうですね。ですから、一時的な対応としては、その付近一帯を立ち入り禁止区域にして、あまり人が近寄らない状況を作ることが、まず第一優先かと思います。

○小田副部長　刺されたら、救出しなければいけないですね。救出するためにハチを追っ払わなければいけないですね。あなたが刺されたら困るでしょう。

まず、そういう場合が起きた時、あの霊園を管理する行動パターンの1つとして、どこへ通知すれば良いのか。つまり、1つは市に通知しなければいけないし、もう1つは実際に網をかぶって駆除してくれる業者に通知しなければなりません。「来てくれ」ということで。そこはどこなのかを明示しておかないといけませんね。それはできていますか。

○平和公園パートナーズ　その辺は、各公園で多くの事例が、やはりスズメバチの…。

○小田副部長　ここはどうですか。

○平和公園パートナーズ　この公園でも同じ対応だと思います。

○小田副部長　今はできていないわけですね。起きたとすれば、どこに通知すればいいということが。

○平和公園パートナーズ　ですから、今おっしゃられたように、まず市に報告するのと、自分たちで駆除業者も先に探しておくことが、まず指定管理に入る前に必要だと思います。その辺は引き継ぎの期間において、適宜進めていくということで。

○小田副部長　契約する前だから正式には頼めないでしょうが、もし何かあったらここに業者がいるのではないかと、電話番号はここだと言うぐらい、本当は準備がほしいですね。それから、千葉市の場合はどこが担当になりますか。出た時の駆除のために、スズメバチの担当としては。

○平和公園パートナーズ　すみません、その辺はちょっと調べかねております。

○小田副部長　後ろにいるはずだから聞いてみて。そうしないと言葉や文字は書けても、いざという時の行動パターンが、全くおかしくなってしまう。その間にもハチに刺されるわけですよ。それで亡くなってしまうわけです。

つまり、そういう問題の場合には、前もって予想して作っておかないと。それをよく気をつけてください。通常起こりうるパターンは良くできていますが、問題なのは通常起こりそうもないことが起きてということで、先ほどの事務の問題もそうですが、滅多に起きません。でも、起きたら非常に深刻で、ハチの問題もそうなのです。

そういう場合の、あまり考えなくてもいいような問題ですが、起きたら大変だと思います。これは、前もって具体的な対応策を考えておかなければなりません。はい、結構です。

○平和公園パートナーズ　ありがとうございます。

○高橋部会長　高橋でございます。説明でよくわかったのですが、他の施設の管理実績がたくさんおありになるということですが、平和公園を実際にご覧になったと思います。あの平和公園に関する具体的な問題点ということで、もし課題があれば、その解決策をお願いします。それから、こういう公園墓地の管理において、最も重要と思われることは何だと考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。現状の問題点、課題それから解決策です。

○平和公園パートナーズ　問題点についてですが、具体的に言うと、一番初めに申し上げましたとおり、やはり園内全体が少し暗い状態であることです。これに関しては、申し上げましたとおり「明るい公園づくり」を目指して、管理をしていきたいと思っております。

墓地に関しどういふところを重要に思っているかという点ですが、こちらの提案書にも集中的に書いてありますように、やはり受付業務が墓地の特殊な管理内容としてあるかと思っております。ですから、個人情報の管理をはじめとする手続きに関しては、きちんと知識を持ったうえで、対応するよう行っていきたいと考えております。

○高橋部会長　それから、これは千葉市の平和公園ですから、我々としては「千葉市の業者も育成していただきたい」という希望がありますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○平和公園パートナーズ　はい、そうですね。委託業務を出す予定にしていますが、そちらに関しては、基本的に市内業者に発注する予定としております。特に特殊な業務でない限り、基本的には市内の業者を優先して、委託先として選定したいと思っております。

○高橋部会長　わかりました。

○大道委員　先ほどの「きれいな墓地」に関して、具体的なことです。提案書の12ページ、13ページ、それから植栽に関して資格ある方の記載がないのですが、この点についてはどう

お考えですか。

例えば、13ページの一番上に資格の名前がありますが、他の植栽のところでも、例えば12ページに植栽基盤診断士と書かれています。お仕事の仲間として、そういう方がここにいるという記載がないのです。これについてはいかがですか。

○平和公園パートナーズ そうですね。今のところ配置を実際に検討しているのは、責任者と言われる副所長、そして園内維持管理責任者です。ここまでは想定していますが、それ以下の実際にリーダーとなる維持管理リーダーに関しては、具体的にどの者が就くのか決めきれていないので、具体的にここに記載をしませんでした。

ただ、基本的には公園や他の施設で、維持管理業務に携わった経験がある者を配置予定としておりますので、実施については具体的に何の資格を持っているのかと明記することはできませんが、経験については十分問題がないと考えております。

○大道委員 ありがとうございます。

○平和公園パートナーズ 一点補足させていただきますと、配置とは別に、西武造園の本社の中にも樹木医の資格を持っている人間、植栽基盤診断士の資格を持っている者がおりますので、状況によっては派遣して見てもらい、結果を植栽維持管理計画に反映することも考えられますので、安心いただきたいと思えます。

○大道委員 中身については問題ないということですね。ありがとうございます。

○高橋部会長 そろそろ時間でございます。以上でヒアリングを終了します。選定結果については、後日通知しますので、よろしく願いいたします。事業者の方はご退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(応募事業者退出)

○高橋部会長 ここで、当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思えます。これから採点を行うにあたり、参考となるような、例えば委員間で共通認識を作っておきたい点、確認しておきたい点などをご発言いただきたいと思えます。また、特に優れていると思われる点、気になった点などのご意見についても、是非この場でご発言いただければと思えます。どうぞご発言をいただきたいと思えます。

○小田副部会長 あの中では、経験豊かな業者ですね。こういう施設を管理することについて、提出されたものを見てみると、手慣れていますね。それは結構だと思いますが、あまり起きない問題になると、やはり「若葉グループ」と同じですね。もの見方が偏ってしまっているかもしれないところが、ちょっと残念ですね。

○岡田委員 会社もしっかりしていますし、経験もありますから、全体的にいいですね。

○大道委員 直営ではなく、市内の業者を委託として使われるということですね。それがしっかりしていればとは思えます。

○高橋部会長 あそこだけ説明がなかったものですから。それでは、採点をお願いします。では、10分の休憩とします。

(採点)

(休憩)

○高橋部会長　それでは、事務局は「A社」を案内してください。

(応募事業者入場)

○高橋部会長　本日は、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。これからヒアリングを行います。

進め方ですが、まず、皆さんの氏名・役職名を述べていただいた後、今回の応募についての提案説明ということで、10分以内で提案内容についての説明を行ってください。その後は、各委員から質問いたしますので、ご回答をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

○A社　こんにちは。私たちは「A社」でございます。私は代表のツカハラでございます。こちらが千葉みなとの統括マネージャーのサイトウでございます。

○A社　サイトウでございます。

○A社　こちらがスズキでございます。

○A社　スズキでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長　では、ご説明をお願いいたします。

○A社　個人的なことで恐縮ですが、我が家は平和公園にお墓を持ってしまして、いずれは私もお世話になりますので、請け負った私にとっても自分自身の問題でもございます。

では、当社を紹介させていただきます。当社は千葉市の会社でございます。緑を専門とする企業ですが、今ではレクリエーションや観光など幅広い事業を行っております。指定管理者の豊富な実績があります。(非公表)　をはじめ、13の公の施設の指定管理者を務めております。千葉県内ではトップランナーでございます。私たちは、民間パワーで公共施設を活性化させ、市民や関係者と連携して地域を元気にする、そういう事業に取り組んでおります。

では、当社の管理運営の特徴をご紹介します。1つは、幅広い分野の施設の管理・運営をしております。2つは、技術の企業として出発した当社は、技術者魂にこだわった管理・運営を行っております。3つ目は、体験講習やイベント開催など、幅広いポスト事業を行っております。4つ目は利用者や市民、あるいは地域等と連携した事業を行っております。

霊園を管理・運営した実績のない当社に、本施設の管理・運営ができるかという疑問を持たれるかもしれませんが、私たちはこれまで様々な施設の管理・運営に挑戦してきました。すべてゼロからのスタートでした。私たちが管理・運営している施設は、いずれも利用者が増えておりますので、これまでに培った経験を生かし、本施設の管理・運営に取り組んで参ります。

それでは、当社の取組みについてご説明します。1つは、指定管理者の公共性についてです。千葉市に代わって公の施設を管理・運営する指定管理者は、千葉市の行政機構の一端を担います。高い倫理性と行政事務能力が求められます。指定管理者の仕事は、民間事業者にはなかなか難しい仕事ですが、当社は十数年の経験を通して、行政を代行する指定管理者のノウハウを蓄積して参りました。また、本施設の運営で重要なことは、利用者の個人情報の保護であります。当社は旅館などの個人情報を扱う施設を運営しており、個人情報を厳正に管理するシステムが整備されております。

2つめは技術力であります。本施設は広大な園地があります。当社は造園に関する高い技術力と豊富な経験を持っております。これまでに整備された公共施設は老朽化が進んでいますが、

そういった施設や設備などを適切に保守管理することが、指定管理の重要な仕事になっています。まず、私どもは本施設の現状を正確に把握し、その現状把握に基づき問題点と課題を明らかにして、長期的な視点から施設の補修と更新の計画を作りました。樹木や芝生の育成計画を立て、計画に基づいて、着実に実施して参ります。また、広い霊園では安全・安心が重要です。当社は千葉県公安委員会から警備業の認可を受けておりますので、警備員を配置して園内を巡回し、利用者の安全を守ります。

3つめはサービスです。本施設の指定管理者にはサービス業の資質が求められます。当社は旅館、温泉、レストラン、コンビニなどを運営しております。サービス業で培った接客の技術やおもてなしの心で、利用者にも心こもったサービスを行って参ります。

本施設は広大なために、園内の移動が大変であります。車を持たない高齢者にとって、園内移動の手段が必要であるため、園内を巡回するバスやワゴン車を運行します。当社は運営している旅館や温泉で、送迎バスや巡回バスを運行しております。本施設でも同様に行って参ります。

4つめとして、魅力を高めて参ります。草花を植えて季節ごとに花の咲く霊園といたします。お花見や紅葉狩りなどに利用していただきます。私たちは様々なソフト事業を実施しております。自然とのふれあい、学びの講座、体験教室、イベント等ですが、本施設においても様々な企画事業を行いまして、利用者や市民の皆さんに楽しんでいただきます。

本施設にやすらぎのサロンを設けます。事例をご紹介します。（非公表）やすらぎのサロンは墓参の際に立ち寄っていただいて、休憩していただきます。また、文化講座を開催します。また、利用者の会を立ち上げます。墓地の利用者は、言ってみれば墓が取り持つ墓友とも言えます。墓友たちの交流の場を作ります。利用者をはじめ、広く市民に利用されるサロンといたします。

高齢化社会を迎え、人生の締めくくり方、終活に関心が集まっております。人にはそれぞれの人生があります。様々な経路を経て、人は皆終末を迎えます。人生の最後をどのように迎えるのか、思い悩んでいる方がいます。そこで、私たちは残された人生を豊かに生きるための終活相談を行いたいと考えております。

5つ目は連携であります。連携する運営が重要です。当社は地域との連携を重視しております。事例をご紹介します。当社は（非公表）の指定管理者です。千葉みなと地区では、周辺の施設、報道機関、あるいは行政・市などが参加し、（非公表）が組織されています。様々な主体が連携して、千葉みなと地区の賑わいづくりに取り組んでおります。（非公表）に事務局を置き、館長のスズキが副会長を務めております。本施設においても、利用者の地域の千葉市などに呼び掛けて、連携する仕組みを立ち上げて活動を行って参ります。

人の命には限りがあります。誰にでも死が訪れます。美しい花と緑に囲まれ小鳥がさえずり、市民の憩いの場である本霊園で、安心して永久の眠りについていただきます。私たちはこれまでに培ったノウハウと情熱をもって、本霊園の管理・運営を行って参ります。どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、こちらから質問をさせていただきます。大道委員からご質問をお願いします。

○大道委員 ご説明をありがとうございます。大道と申します。多くの市民が利用する、いろいろな施設を運営されているご経験があるということですが、墓地に関して実際に経験さ

れる方とか、あるいはこれからこうしようとか、実際の経験に基づいたノウハウを育てることに関し、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○A社 私どもはもともと緑の技術者として出発した会社ですが、いろいろな縁がありまして、公共施設を運営しています。その中には、先ほど申し上げた公園やキャンプだけではなく、そういう集客施設の旅館やレストラン等があります。そういう中、今回新たに平和公園という大変大きな墓園に私どもは取り組もうと思っておりますが、基本的に公共施設ですから、ある意味で公共の役割は一番大事だということです。

また、技術的な問題ですが、私どもは技術の会社ですから園地や施設の管理になりますが、問題は墓園として死者とご家族を相手にすることだと思っておりますが、私どもは全く初めてですから、これからの勉強です。どこでもそうですが、私どもも学びながらやっていきますので、学んでいる方々に、きちんと実際に実績のある方を誘致し、加わっていただいて、その方にご指導をいただきながら、我々も力をつけていくということでやってきましたので、本施設でもそういうことで着実にやっていきたいと考えております。

○大道委員 ありがとうございます。私も今日初めて施設を見に行ったのです。実際にご覧になられた感想として、「ここはこうしたい」というところはございますか。

○A社 私はお墓を持っているので、毎年お盆や彼岸には行っているのですが、都市計画法上の霊園として作られているので、緑が多く良くできた霊園だと思っております。ただ、やはり作り方がちょっと古いのかなという感じがあります。先ほど言ったように「とりあえずお墓に来て帰る」というところで考えたいのですが、来た方々がそこで偲ぶといった場がないと。最近の民間の施設ですと、そこで法事をするための施設がありますが、そういったものはありません。ただ、お墓があるだけで、来て帰っていただけという物足りなさがあります。

また、つい最近ですが、市の事情を察すると、確かあそこの霊園には緑の技術者がいなくなったのかもしれませんが。緑の質が若干落ちてきているのかという気がしますので、私どものプロが入ってもう一度緑をしっかりとやって、美しい環境を作りたいという気持ちはあります。

○大道委員 手をつけたいような、一番気になる具体的なものは何かありますか。樹木ですか、それとも…。

○A社 そうですね。まず、広いところとしては芝生の墓園があります。やはり、芝がかなり傷んでいると言うか、雑草が生えているので、これは仕方がないのですが、そういったところで、もう少しきれいな芝の状態にしたいと思っております。

また、樹木はどうしても成長してきますから、成長してくるとやはり枝が茂り過ぎるとか、林が混んでくるとかあります。そういったところは適切な間引きというか、成長に合わせた形でと。人間で言えば子どもの時の管理と、学生の時と、中年と高年は違いますから、そういう樹木の成育段階に応じた手入れや更新ということで、長い目で見たそういったものが 필요합니다。なかなか今の公共施設ではできていないものですから、そういう維持管理をしていきたいと思っております。

○大道委員 ありがとうございます。以上です。

○岡田委員 岡田です。私は公認会計士・税理士で、財務関係を審査というか、見る担当になっています。3年間の決算書を添付していただいたのですが、会社の規模は売上4億5,000万円ぐらいで、今回の仕事は1億3,000万円です。今まで会社がされている実績もありますが、お宅の会社にとっては、失礼ですが結構大きな規模になると思っております。

あとは言っているのかわかりませんが、財務内容で自己資本は確か3,000万円ほどありますが、経理関係者はご存知ですが、資産側に開発費という勘定を3,000万円計上されています。ちょうど自己資本が2,900万円なので、申し訳ないですが悪い言い方をすると、この3,000万円がないと債務超過になってしまうのです。

何か合わせたのではないかと思ってしまうような数字ですし、あとは借入金が1年間で1億ぐらい増えています。しかもそれが在庫と固定資産になっています。そして、貸付金もあるということで、申し訳ないのですが、専門的な方が決算書を見ると、一般的に「この会社は大丈夫なのか」と思ってしまうのです。もし、社長の方で異論があればお願いします。

○A社 今年の9月が決算ですが、今期で約7億弱ぐらいになっているので、規模は若干増えています。あとは財務内容ですが、私どもは先ほど言ったように緑の会社から入って、いろいろな分野に入っております。今回は全く初めての指定管理者募集ですが、例えば千葉ポートタワーで言えば、前の会社が上手くいっていないということで、我々は上手くいっていない赤字の施設に入っていくわけです。

ですから、言ってみれば収支上は水面下の施設に新たに参入して、本当に頑張って頑張って持ち上げていくわけです。そういう意味で言うと非常に厳しいです。特に新しい旅館や温泉など、全く新しい分野を行っているので、初めからなかなか利益が上がらないところがあります。その中で一生懸命に一生懸命にやって、それを3年、5年経って黒字化していくのが、私の今までの結果です。そういう意味で数字的には大変悪いのですが、それでも銀行が支援してくれるのは、そういう積極的なところだと思います。

あとは開発費ですが、正直に言うと私どもはベンチャー企業なのです。研究開発型の企業ですから、いろいろなところを研究開発しています。たまたま緑からこういう管理に来ましたが、その間にいろいろなことをやっています。今の時代や将来の時代に合わせたビジネスの芽を、一生懸命に求めていますから、投資の部分で回収までいかないものがあるということです。今は、私どもは資産だと思っております。

また、借入に関してですが、ポートタワーを始める時に、やはり築30年で大変老朽化していて、お客さんも来ないようなところでしたので、本来は千葉市にお願いをして直してもらったべきでしたが、千葉市も予算がないということなので、私どもでは約8,000万円の投資をして、1階を全面改装してコンビニを導入し、展望レストランを全面改装しました。それから、屋上にビアガーデンを作りました。

そういったところを、これは本来はしてはいけなかったのですが、私どもは積極的に投資をしました。千葉ポートパークにも、禁止されているバーベキュー場を作りました。ですから、千葉ポートタワー・ポートパークで約1億円投資をしています。そういった意味で言うと、私どもは指定管理者を若干逸脱しながらも、積極的な投資を行って活性化を図っているのです。そういったところがあるものですから、どうしても借入金ができてしまうところがありますが、ただその辺は銀行がよく理解してくれ、全面的に応援してくれているような事情でございます。

○岡田委員 そうしますと、1億円の投資をしたのは、千葉市からの指定管理料だけでは採算が合わないということですか。合わないと言うのも何ですが。

○A社 千葉市のシステムは管理業務と自主事業に分かれていて、管理業務はポートタワーの管理をすることです。それに関して指定管理料は使って良いでしょうと。しかし、レストランや販売等は自主事業だから使えませんと。ですから、家賃こそないものの全く民間ベースで、

投資したものを回収するという背水の陣でやっております。

○岡田委員　今の1億というのは、その自主事業に関係するわけですね。

○A社　そうです。投資しております。

○小田副部長　では、私の方から伺いますが、お話にもあったように、もともとは造園会社ですか。確かに資料を見ますと、造園関係のところは良くできています。おそらく自信の表れなのでしょう。ちょっと教えてほしいのですが、とんでもない問題だと思うかもしれませんがね。お墓の管理をしてもらうわけですから、当然、事務方にはいろいろな人が来ますね。中には「誰が墓をみるか」ということで、相続人の間で争いがあつたりしますが、そういうトラブルが起きた時にどうしますか。窓口へ来てケンカが始まったと。

○A社　そうですね。実際にやってみたら本当にいろいろな問題が出るかと、私どもでは思っています。私どもは全く素人ですから、そういったことはできませんが、基本的には法律や条例といったものに基づいて、不偏不党で判断をするということです。行政の一端として、やはり公正平等な判断をするということです。

やはり、法的な問題でわからないものは、私どもには弁護士先生がいますから、弁護士先生や公認会計士先生に相談をして、判断を仰ぐ形でやっていきたいと思っております。

○小田副部長　具体的には、現実には窓口事務でトラブルしてしまうと、事務員はどうして良いかわからなくなってしまうのですが、こんな場合の対応はどう考えていますか。こういうことは滅多にないのですが、起こったら手がつけられないのです。

○A社　相続ではなくて、そういう窓口のトラブルであれば旅館業務にはつきものです。私どもは旅館やホテルをやっていて、それはつきものなので頼むのですが、言ってみれば難しいお客様はいらっしゃると思いますので、私どもは十分にそういう接客は蓄積しております。

○小田副部長　たまにあるんですよね。本家を継いだ者が墓まで管理しているから、「おまえらオレの言うことを聞かなければ、うちの墓に入れてやらない」とかね。片一方としてみれば「この時代に何を言うんだ」と。「親父もおふくろもそこに入っているではないか。オレもそこに入る権利がある」と言い出して、トラブルになって掴み合いになる場合もあるのです。

そのツケが窓口に戻ってくるわけです。「とにかくオレはこうだから、手続きをしてくれ」と言うかもわかりませんし、片一方は電話を寄こして「あんなやつのは聞いては駄目だ」と言うかもわかりません。さて、どうしましょうと。

○A社　難しいですね。

○小田副部長　他にお参りする人もいるだろうしね。

○A社　基本的に、私どもの立場は行政機関の一端ですから、行政として法律・条例に基づくことが基本ですね。そして公平の原則がありますから、「手を出してはいけない」ことが原則です。その中で今度は…。

○小田副部長　基本的な立場はそうですね。

○A社　そこを鑑定して、そこは利害ありませんから。とりあえずはトラブルってもそれは窓口で受けておいて、最終的には所長や本社の役職に報告するようにします。決してそこのお客様を怒らせてはいけないし、うかつに回答してはいけないし、そういうことで私どもは今までやっております。

○小田副部長　巻き込まれてはいけないわけですが、さりとて巻き込まれるような格好になってしまう場合があるのです。

○A社 先ほど言った区切りですが、最悪でもそういう暴力的なことがあった場合には、私どもは警備の資格を持っていますから、警備員もいますし、それなりの暴力があった場合も対応できます。

○小田副部長 当事者ではないわけだから、実際にそこまでもって行ってはいけないわけだね。そうかと言って、当事者にしてみれば「墓の管理者がつまらないことをするからだ」となれば、問題がさらに大きくなってしまうわけです。そこを何とか対応して、引き取ってもらわないといけません。

そういう場合の対応ですが、知っている弁護士さんもいらっしゃるということだから、想定して、前もって知恵を授けてもらうのですね。墓の管理者というのは「祭祀の主宰者」と言って、その人が全部手続きをやるわけです。普通は使用者のところに名前が書いてあるはずですが。しかし、その人が亡くなって、引き継ぎ手続きをしないまま逝ってしまう場合もあるのです。そうすると、見ても亡くなった人の名前しか書いていなくて、さてどうするかという場合もあります。そうすると「相続人は誰ですか」とか、「相続はどうなっていますか」と、聞かなければなりません。

しかし、カッカしている相手に聞いてもなかなか言ってくれませんので、前もって弁護士に相談して、マニュアルを作ってもらいたいと思います。それで、もし来たら「申し訳ないけれど、私どもはお墓の管理はやっていますが、実際に祭祀を管理するのは誰なのかは存じません」と、「私どもが対応できるような説明と資料を、お持ちいただかないと困るのです」ということで、下手に出なければ仕方がないでしょうね。決して巻き込まれないようにしながら。

そのためには、やはり前もってそういう知恵を弁護士さんに聞いて、マニュアルでも作ってもらって、それで柔らかに対応するしかないと思います。ハードに対応してしまったり、警備の資格を持っていると言ってやってしまうと、「何だこのやろう」となってしまうですね。

だから、そうなる前にとにかくお引き取りいただかないといけません。要するに、あくまでもこちらは受ける立場なのです。先方がそうだとするのであれば、「その資料と説明が欲しい」と、「それであれば、そういう対応をいたします」ということでないと具合が悪いわけです。

それで、本物の説明かどうかの見分けがつかないと困るし、資料の見方もわからないと困るから、そういう知恵ということで、弁護士さんへ相談して前もってマニュアルを作ってもらい、「そういう説明と資料があれば対応いたします」としないと、大変なことになります。巻き込まれなくてもいいトラブルに、巻き込まれますからね。

それからもう1つ、造園の専門家ということですが、念のために伺います。この間も新聞に出ましたが、おばあちゃんがキイロスズメバチに襲われて亡くなりましたね。スズメバチに対応する措置は考えていますか。

○A社 そうですね。あれはかなり悲惨な事故で、ちょっとレアケースだと思いますが。

○小田副部長 滅多に起きないのですが、起きたらこれは厄介です。

○A社 私どもは公園を管理していますが、やはりスズメバチの巣はあるのですよね。私どもでは常に巡回をして、スズメバチがいた場合にどこかに巣がないかということで、点検して歩いています。そのことによって、見つければすぐそれを取るので、私どもでできなければ業者に頼むということです。

○小田副部長 業者はご存じですか。

○A社 はい、そういう業者さんがいます。

○小田副部長 なるほどね。

○A社 私は実際に行政にいたので、そういった経験がございます。まず、スズメバチの習性ですが、キイロスズメバチとオオスズメバチでそれぞれ習性が違います。特に8月下旬から9月、10月が一番どう猛になります。巣があれば、その時期はあらかじめ近寄らない措置をするとか、立ち入り禁止にしたりします。

駆除する場合には専門業者がゴアテックスの防護服を着て、夕方全部巣に集まってから駆除する方法が鉄則になっています。それから、万が一刺された場合は、必要があれば救急車を呼ぶとか、スズメバチの対応ができる近隣の病院を予め調べておいて、すぐに処置ができるようにしますし、ショックが起きた場合に毒を吸うポイズンリムーバーなど、救急も含めて対応しておけば防げるかと思っております。

○小田副部長 市の方へも通報だけはしておかないといけないでしょう。その場合の所管課はどこになるかわかっていますか。どこへ連絡するのか。まさか市長のところへ電話しても仕方ないでしょう。

○A社 まずは担当課にすぐに。生活衛生課の方にです。

○小田副部長 さすがは造園専門ですね。

○A社 あとはマムシがあります。マムシに関しては出るところがありますから、その辺は立て札を立てて防ぎます。

○小田副部長 巣は意外なところにあるそうですから。はい、わかりました。結構です。

○高橋部会長 高橋でございます。ご存知のように、平和公園には広大な敷地がございます。利用者の移動が非常に問題となっていて、この提案書の中にも「巡回バスの運行」「車いすの貸与」と書かれています。車いすは結構大変かなとは思いますが、巡回バスの運行は具体的にどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○A社 これも実際なかなか難しく、実際に利用動向はまだ把握しておりませんが、どうしても波があると思います。当然、一番多いのはお彼岸とお盆の時で、あとは土日でしょうか。また、平日はそんなに墓参者は来ないと思います。

それに対し我々がどういうサービスをするかということだと思いますが、基本的にマックスのところに対して、マイクロバスを運行すると。ただ、それを毎日やるのもどうかということで、マイクロバスとワゴン車とか、その辺を組み合わせる基本的には回れるようにしたいと思っています。運転手も2人配置して、運行をしたいと考えております。

○高橋部会長 特に、一番混む時期に行うということですね。

○A社 そこですね。中にバス停が1か所あるのですが、結構広いのでそこからも遠いのです。見ていてちょっと大変だなと思っています。私どもも長野県の田舎で温泉旅館を経営しておりますが、お年寄りの方々には来たくても足がなくて、来られないお客さんがいるのです。私どもは市内循環バスを回してお年寄りを拾って、お風呂に入ってもらって帰すようにしていますので、そういうサービスは是非この施設でもやっていきたいと思っています。

○高橋部会長 他にご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。これでヒアリングを終了させていただきます。なお、選定結果については、後日通知しますので、よろしく願いいたします。事業者の方はどうぞご退室ください。

(応募事業者退出)

- 高橋部会長　それでは、意見交換をしたいと思います。どうぞ、ご発言がありましたら。
- 岡田委員　先ほどお話があったのですが、あれはどういう形ですか。お金を借りてあれを作ったとおっしゃっていますが、指定管理でないところは良いのですか。借入金が増えたのも、どうもそれみたいですが。明細を見ると「レストラン」とか書いてあるのですが、あれでいいのですかね。
- 高本生活衛生課長　所管する経済部局の方でもきちんと話をしているとは思いますが。
- 岡田委員　私は違うところだと思ったのです。まさか指定管理でそういうことがあるとは思っていませんでした。お客さんが来てくれるかもしれないけれど、ちょっと逸脱ではないかと思っています。
- 高本生活衛生課長　そこは経済の方の部局とで、何か別のものがあるのかもしれないので、ちょっとそこは微妙ですね。ただ、うちの方に相談があった時に「やっていいですか」という話になると、「それはちょっと困ります」というか、もともと市の財産を勝手に変えてしまう形になりますので。
- 岡田委員　今の話だと、それも少しではないですからね。間違うと…。
- 高本生活衛生課長　開発したあとに寄付するという条件になっていれば。そこはちょっとわからないのですが、もともと市のものを変更して、その財産は受益がつかずにありますので、その後どうするかというところですね。もしかすると何か話があって、例えば「寄付いたします」というような条件があるのであれば、できるのかもしれませんが。ちょっと、そこは詳しくわからないのですが。
- 岡田委員　それによって、変な話ですが、過大投資によって会社が上手くいかなくなって、無くなってしまった時は、失礼ですが若干千葉市にも責任が来てしまいますよね。ちょっと財務分野が…。
- 小田副部会長　やっぱり、この会社は職人の集団ですね。現場のね。だから、そこから離れるとこの会社は弱いですね。スズメバチの対応をあれだけ喋れるのは、見事なものですからね。ズバリ正解を出したのは、あそこだけだから。やはり現場の職人集団だから、わかっているのですよね。ところが、その後の法律的なことになると全然駄目だしね。この会社は極端ですね。
- 高橋部会長　私も何か総論的なお話が中心で、具体的な話があまりないような感じがしました。花にあふれたきれいな墓地を作るといのはよくわかりますが、具体的にどうするのか。それから、細かいことですが、車いすを押してあの坂を全部行くのも非現実的な感じで、カートなどの方が良いかなど。ご意見はよろしいですか。
- では、採点をお願いします。

(採点)

- 高橋部会長　それでは、事務局は「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」を案内してください。

(応募事業者入場)

- 高橋部会長　本日は、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

これからヒアリングを行います。

進め方ですが、まず、皆さんの氏名・役職名を述べていただいた後、今回の応募についての提案説明ということで、10分以内で提案内容についての説明を行ってください。その後は、各委員から質問いたしますので、ご回答をお願いします。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 私は日比谷アメニスのシノハラです。東関東支店の支店長です。よろしくお願いいたします。

日比谷アメニス本社 コミュニティビジネス企画部部長のスケカワです。よろしくお願いいたします。

同じく日比谷アメニス平和公園の統括責任者予定のハトハラでございます。よろしくお願いいたします。

日比谷花壇のフジベと申します。よろしくお願いいたします。

葬務事業振興会 専務理事 イタバシです。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 それでは、ご説明をお願いします。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 団体名「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」です。千葉市平和公園指定管理者申請・提案書の説明をさせていただきます。私は、代表企業 日比谷アメニス平和公園 統括責任者予定のハトハラでございます。私たち(株)日比谷アメニス代表企業に、構成団体 (株)日比谷花壇、同じく構成企業 一般財団法人葬務事業振興会、この3社にて共同事業体として応募させていただきました。今回応募しました私たち共同事業体の説明をさせていただきます。

代表企業である日比谷アメニスは、みどりを扱う総合企業として、多くの憩いの場を形作ってきた企業であります。「場をはぐくむ」「景色をつくる」「未来にとどける」の3つのメッセージを、指定管理者としての業務を通じて社会に伝えたいという願いから、「みどりと夢をみる」というキーワードを、すべての指定管理者現場共通の目標として挙げています。8つある取組み方策のうち、特に「こころに響きあう場をはぐくもう」を、指定管理者をはじめとするコミュニティビジネスの理念としています。

日比谷花壇は、「花とみどりを通じて、真に豊かな社会づくりに貢献する」を企業理念に、全国200の小売店舗を展開し、ホスピタリティ溢れるお客様とのコミュニケーションを通じて、花とみどりのある心豊かな暮らしを提案します。また、現在、文化施設、葬祭場、交流センター等の指定管理者として管理・運営を行い、賑わいと交流のある「みどり豊かな施設と街づくり」に貢献しています。

葬務事業振興会は、墓地をはじめとする葬祭に関わる事業全般の調査・研究を通じて、永続的かつ公共性のある施設の運営と、公衆衛生の上に提供されるサービスの普及および促進を目的として活動を行っており、地域との共生を重視した墓園運営に携わる事業を推進しています。これら3社がそれぞれの専門性を集結し、最大限に発揮して平和公園の管理・運営にあたります。

応募の理由ですが、私たちはそれぞれ類似施設において、共同事業体として指定管理者業務を受託しております。そして、日比谷アメニスは公園管理・造園のプロとして、日比谷花壇はお花の販売で培った接客・おもてなしサービスのプロとして、葬務事業振興会はまさに霊園運営のプロとして、それぞれのプロフェッショナルが「みどりを通じて社会に貢献していきたい」

という企業理念を遂行する施設として、平和公園はまさに私たちの力を発揮できる最良の施設との思いから、応募をさせていただきました。3ページから6ページをご覧ください。

私たち団体の指定管理の実績ですが、代表企業である日比谷アメニスが全国28か所139施設、日比谷花壇が21案件67施設の管理・運営を行っています。代表的な管理施設は東京都都市部の公園、東部グループ7公園、南部地区15公園、夢の島熱帯植物館、国営ひたち海浜公園、県内では昨年度まで佐倉市の佐倉草ぶえの丘で管理・運営を行っていました。

葬儀所は「東京都青山霊園」「大田区平和の森会館」「千代田区万世会館」、平和公園と同じ公営の霊園では「相模原市市営霊園」「横浜市メモリアルグリーン」を指定管理者として、また「長久手市卯塚墓園」を委託契約として管理・運営を行っています。9ページをご覧ください。

当施設の管理・運営の執行体制ですが、総括責任者、ガーデンマネージャー、事務長、コミュニティアテンダントを各1名、清掃施設管理スタッフ5名、植栽管理スタッフ6名、受付スタッフ4名を配置します。合計19名のスタッフをシフトして業務にあたります。11ページをご覧ください。

共同事業体3社の役割分担ですが、代表企業日比谷アメニス「全体統括」「施設維持管理」「植栽管理」「清掃全般」を、日比谷花壇「利用促進」「受付・接客」「自主事業」を、葬務事業振興会「霊園運営業務全般」を行います。12ページをご覧ください。

専門職員の配置ですが、霊園としての確かな管理・運営を行うために、墓地管理士を事務長として配置し、利用者からの問い合わせや相談に、専門家としての対応を行います。維持管理において費用的にも大きなウエイトを占める植栽管理については、造園専門業者である日比谷アメニスから、所長およびガーデンマネージャーに施工管理技士、造園技能士を配置し、直営作業員を的確にコントロールしながら、オリジナル植栽管理手法である「ファンクショントリム」や施設維持管理運営に「ライフサイクルコストマネジメントシステム」を活用し、経費削減を確実に実行していきます。30ページをご覧ください。

施設事業の具体的な方針は、1「永続性、公共性、非営利性の確保」、2「多様な市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生・公共の福祉の見地からの管理運営」、3「個人情報保護の徹底」、4「地域住民や墓地利用者の意見を管理運営に反映」、5「墓地利用者に対するサービスの向上」、6「効率的な管理運営を行い管理費の縮減に努める」、以上を基本的な考えとして実行していきます。

また、35ページに記載していますように、成果の判断としては成果を示す指標を、利用満足度調査を行い、具体的な計数を管理して判断します。特に利用者の満足度向上のために、受付時間の一部延長や物品の無料貸し出し、園内移動手段の確保に注力します。懸案事項である園内の移動手段としては、定期的にカート等の車両を無料にて運行し、利用者の利便性の向上に努めます。36ページから40ページをご覧ください。

自主事業は類似施設において実績のある事業をテーマ別を実施します。各事業はすでに類似施設で好評であり、実現性の高い事業です。41ページから42ページをご覧ください。

収支についての考え方は、直営作業員を増やし、植栽管理や施設管理責任者にスキルの高い人員を配置、またオリジナルの管理手法を活用することにより、委託管理費用を削減します。専門的な維持管理や法定点検以外を極力直営作業員が管理することで、タイムリーで的確な管理を行い、費用を削減しています。また、市内の人員をスタッフとして採用することで、市内

雇用の促進を行います。消耗品や光熱水費、点検費用は前年度等の実績にて計上しています。また、修繕費用は過去実績以上の費用を計上し、突発的な補修に対応します。その他経費や一般管理費は、代表企業の収支計画に基づき算出・計上しています。

最後に、私たちは指定管理業務の実績や類似施設の経験に加え、平和公園のビジョンやミッションを確実に行うことのできる共同事業体です。「管理・運営全体のマネジメント」「植栽管理」の日比谷アメニス、「おもてなしや接遇」「利用者サービス」の日比谷花壇、「霊園運営業務」の葬務事業振興会、この3社の業務バランスこそ、平和公園の指定管理業務にとって最良の団体だと確信しております。心のこもったおもてなしで、平和公園の管理運営に邁進して参ります。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。それでは、こちらから質問をさせていただきます。大道委員からお願いします。

○大道委員 大道です。今回、ご提案されている管理に関しての共同事業体という対応ですが、これに関してもう少し「ここがこうプラスになる」とか、平和公園について「この辺を強調して、重点的にここで管理する」とか、そういうご説明をお願いできればと。よろしくお願ひします。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 先ほどの説明と若干重複するところがございますが、まず、代表企業の「日比谷アメニス」はもともと造園会社ということもあり、植栽管理に非常に長けておまして、経費縮減も含めて効率的な管理、維持管理が行えます。

ただし、霊園につきましては利用者がたくさんいらっしゃいますので、そちらでの接客・接遇と、自主事業等での各種サービス提供は、非常に接客・接遇に長けた「日比谷花壇」が分担して行うことで、得意分野が出せると。さらに霊園の事務手続きや、法律的な解釈等すべてを含めまして、やはり専門家としての「葬務事業振興会」に、事務長に墓地管理士を配置しますので、そちらの対応も十分できるということで、すべての業務をこの3社でカバーできる形で組んでおります。

○大道委員 ありがとうございます。霊園の管理というのが美しいお墓ということで、利用される方の心持ちも良くなることがありますが、目を上げて見ると、実際に行かれるとかなり高木を含めたくさんの木があります。そして、提案書の41ページに本数が書いてあってびっくりしたのですが、木を数えられたのですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ これは、千葉市で公開していた木の数を全部カウントしました。図面の中にあるものを、全部カウントしました。

○大道委員 見た目ということで、今をどう変えたいと思っいらっしゃいますか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 今は木が大きくなりすぎていて、とてもゆったりした良い自然ですが、ただ大きくなりすぎたところもあって、通路等にかかるものもございませう。これを、場所による必要な大きさ、必要な景色というようにして、もう少し切った方がいいなと思うところがありますので、それをさせていただきたいと。もう少し明るい感じできれいに、全体のバランスを良くしたいと思います。

○大道委員 ありがとうございます。以上です。

○岡田委員 岡田でございます。先ほど説明があつたのですが、あそこの場合はすごく広くて、交通の便があまり良くないところです。今でもバスはありますが、本数が少ないとか、中

が非常に広いところです。それで、34ページに「移動手段を確保」という記載がありますが、もう少し詳しくというか、時間など何かわかりましたら説明いただきたいと。あとはルートが下を書いてありますが、ちょっと説明していただくと助かるのですが。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 年間で非常に交通渋滞をして中が混み合う時は、たぶん7日～8日間だと思いますが、大体皆さんは自動車でお見えになるということです。それ以外は、もちろんバスが中まで入っているわけですが、中の移動手段としては車以外にないので、歩いて移動される方についてのカートは3台、時間を30分ぐらいおいて移動をさせると。

そして、手を挙げたり声をかければその場で乗れるような、降ろしてもらいたい所で言っていたらその場で降ろせるような、そのようなカートを運行させていただきたいと思っております。

○岡田委員 ルートはこの下を書いてあるものですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ そうですね。これは全体が非常に広いので、一番通行しそうな場所を、また墓園から利用者が利用しやすいような場所として考えたのですが、もうちょっと墓園の中は変えたいと思っていますが、今はこのように考えております。

○岡田委員 あとは、ご存知であればということで参考程度にお聞きするのですが、日比谷アメニスは、日比谷花壇が87%の株を持っていることで子会社のようなのですが、アメニスの方も花壇の株をお持ちになっているみたいですね。お互いに持ち合っているわけですね。そういう関係ですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ たくさんではないのですが、一部をですね。

○岡田委員 わかりました。ありがとうございます。

○小田副部長 私の方から伺います。1つ教えてほしいのですが、この資料の7ページの下半分に「配置人員と責任の所在」というのがありますね。所長が総括責任者ということで、以下書いてありますが、この方々は常時霊園の方へ行っているのですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ はい。もう管理事務所を配置先として予定しております。

○小田副部長 所長さんも行っているわけですか。では、開園時間帯は概ねそこに勤めていると考えてよろしいのですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ はい、もうその予定にしております。

○小田副部長 そうすると、仮に窓口で何か問題があった場合でも、速戦即決で対応できますか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ はい、その場で対応できます。

○小田副部長 それで1つ教えてほしいのですが、例えば「祭祀の主宰者」という言葉をご存知ですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 祭祀の主宰者は、お葬式の主宰する者ですね。

○小田副部長 その人が、大体それ以後も墓の管理も全部やるわけですね。そのお墓へ入れるかどうかは、その人が「うん」と言わなければ入れないわけです。そのことで、たまにトラブルが起きる場合があるのです。親もおじいちゃんも入っているから、当然我々も入れると

思っていたのに、相続絡みで問題があって「おまえは入らせない」とか、「そんなバカなことがあるか」とトラブルになる場合があるのです。

そして、そのトラブルが窓口を持ち込まれる場合があります。この場合はどうしますか。滅多にないことですが、あったら始末が悪いのです。家長問題になるものだからね。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 千葉市の担当をさせていただく予定の葬務事業振興会ですが、今、委員のお話にありましたとおり、いろいろな墓地でやはりそのような相談があって、墓地の承継問題としても、特に今は問題が多いと思うのです。その中で、私どもは常に窓口で墓地の相談会等を開いておりますので、その際に皆さんにご質問いただいたり、あとは条例で指定されている墓地継承等の権利関係もございますので、それに従って対応していきたいとは思っています。

○小田副部長 前もって通常相談会に来てくれればいいのですが。1人が窓口へ来て始まってしまって、電話してみたら今度はそちらが怒鳴り込んで来て、三つ巴にもなりかねないからね。とにかく法律問題はもとより、そういった家族問題にも、そもそも皆さんは立ち入ってはいけないわけです。だけど、客観的に見ると、巻き込まれざるを得ない場合が出てきてしまいます。その場合の対応をどうするかということです。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 特に墓石などに関しては、祭祀財産の位置づけになってくると思います。故人を含めて相続した方の財産という扱いですから、非常に慎重に対応していかざるを得ないとは思っています。その場合、我々でわかるころはお話をしていきますが、最終的には市の担当の方と相談をしながら、対応していく方法しかないと思います。

○小田副部長 まずは、1人でも2人でも3人でも、やってきた人間が墓とどういう関係があるのか、あなた方は知らないといけません。通行人を相手にしても仕方ないですからね。それで「誠に申し訳ないが、私どもは何もわからないので、一つあなた方のほうでこのお墓とどういう関係なのか、それを証明する書類をお持ちください」と。戸籍謄本を持って来て説明してもらわないと、私どもでは対応できないということを持って来てもらうしか仕方がないでしょう。嫌ならもう仕方がないし、対応できないのだから。

その上で墓の名義人と違うのであれば、「実際にはどなたですか」と聞いて、それでそこへ連絡をしてみると。それでわかればいいのですが、納得しない時は、もうどうにもなりません。そこへ入っても仕方ないし、皆さんは入ってはいけません。

そうであれば、やはり「申し訳ないですが、私どもでは決めることはできないし、そういう立場でもないの、この書類をよく検討いただいて、どなたかを確定した上で、その証拠書類を持っておいで願えませんか」と。「そうでないと、私どもではどうしようもないのです」という返事をせざるを得ないでしょう。それが35ページの下の方に書いてある「接客・接遇の水準の向上」というところですね。「おもてなしの心で来園者に対応」というところでしょう。それを「できないものはできません」と言ってしまったら、「何だこのやろう」となってしまいます。

そうではなくて「この状況では、私どもの立場では対応できないのです」と。だから「私どもが話をするのは、とにかくこの墓の利用について、正当な権利を持っている方です」と。「それがどなたかわからないと、私どもは対応できません」と。それをまず決めて、「その上でその証拠書類を持って、おいで願えませんか」と。「そうであれば、いつでも私どもは対応

いたします」と、こうやんわり対処するしかないのです。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 現実的には、窓口ではそういう対応だと思います。

○小田副部長 権利だの、義務だのではどうしようもないのです。権利だとか、義務だとか言い出すと「何だこのやろう」と始まってしまいます。「わかりもしないくせに」ということになってしまいます。そこは皆さんにも限界があるわけだから、相続の専門知識が必要になってきます。そうであれば、顧問弁護士がいるでしょうから、そういう時に相談をするわけですよ。お金を払っているのですから。

「こういうことを言われたのですが、先生、1つこういう場合の対応の仕方について、メモ的でもいいからマニュアルを作ってもらえませんか」と言って、作ってもらうわけです。それを皆さんで検討し合ったり、あるいは現場事務所に置いたりして対応するわけです。だから、これは専門的な知識がないとできないのです。顧問弁護士がいるのであれば、その方へ相談するのが一番早いですね。巻き添えにならざるを得ないけれど、決して中に入ってはいけません。外にいなければなりません。

そのためには「私たちはこれではちょっと対応できないのです」「よくわかります。対応できるような状況にしてくれれば、私どもも即対応いたします」と。「そのためには戸籍謄本など必要な書類を持って、決まった方がおいで願えませんか」「その場合は、いかようにも対応いたします」と、これが正解ですね。

そのためには準備がいるわけです。ここには何も書いていませんが、滅多に起きないのですが、起きたら厄介です。これは、樹木がどうか芝生が荒れたなどという問題ではないのです。それは打ち合わせをしたり、きちんと補修工事をすれば済んでしまうことですが、これは感情問題になると、理屈ではないから、にっちもさっちもいきません。だからそこは十分に気をつけて、滅多にないことですが、あったら困るので対応策を練っておいてください。

それからもう1つ、日比谷花壇は日比谷公園等で花を売っているショップの経営者でしょう。私も時々覗かせてもらいますが、確かに良い花を売っています。さすがだと思いますね。この資料を見たところ、裏づけどおり良くできています。だからと言って聞くわけではないですし、つまらないことを聞いていると思わないでくださいね。皆、これで意外と驚いているのですが、もしキイロスズメバチの大群が襲ってきたら、どうしますか。この間もおばあちゃんが刺されて、ショックで亡くなりましたよね。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ あの…。

○小田副部長 その対策ですが、抽象的にこの中に入るのかと思ったけど、書いていないから聞くのですがね。これも滅多にないことですが、あったら大変なことになるのです。これは、もう1匹2匹ではなくて大群で襲ってきますからね。ちょうどお盆の時にでも襲われたら、これは大変で大混乱になりますよ。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ まずは注意喚起をさせていただきます。「今、スズメバチが公園にいます」ということを来られる方に周知いただいて、スズメバチの場合は巣を取ってしまわないと、どうにもならないので。

○小田副部長 おっしゃるとおり。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ 巣を特定して、そこからは専門業者に巣を取っていただくしかありません。スタッフでというわけにはいかないと思いますが、その

辺はすぐに対応させていただきます。

○小田副部長 専門業者のあたりは、ついていますか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ その辺は千葉市にもお聞きして、そういう業者とやっているところがあると思いますので。とにかく巣を取ってしまわないと。

○小田副部長 皆さんが網かぶって行くわけではないですからね。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ それは難しいので、そういう対応になると思います。

○小田副部長 その時は市のほうへも通知して、市の考えとしての処置を仰がなければいけません、窓口はどこかわかっていますか。どこですか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ わかっています。衛生環境課とか、あとは…。

○小田副部長 後ろにいるでしょう。その方々です。だから、それを怠りなくやってもらわなければいけません。第一に、スズメバチが飛び回る季節は決まっていますからね。あなた方のほうがよく知っているはずですが。やはりその時期に、職員によく徹底して気をつけて、「見たら知らせろ」ということで、見たら追っかければ巣のありかが大体特定できるでしょう。それから業者と市に通報しなければなりません。

そして、同時にその付近を立ち入り禁止にします。そうしないと面倒なことになりますから。1匹2匹来るわけではないし、しかも非常に攻撃的に襲ってくるでしょう。その辺のところも気をつけていただいてね。滅多にないことですが、起きたらもう大変なことになります。それこそテレビで放送されますから、ひとつよろしく、気をつけてくださいね。

○高橋部長 高橋でございます。提案書のご説明でいろいろわかったのですが、平和公園の持っている現在の課題ということで、先ほど樹木が大きいとか、移動手段が問題であるというお話がありました。その他にはどのような課題があるのか、もし課題があればそれに対する解決策について、お考えがあれば伺いたいのですが。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ まず、平和公園は墓地がメインですが、芝生がきれいに手入れをされ、一般のお客様も来園されてウォーキング等なさっているのをよくお見かけします。そういった場合、当然お盆等で墓参目的に来られる方もそうですが、実際にスタッフがよくコミュニケーションをとらせていただき、こちらにも書いておりますが、そういったことをお客様が求めているのかをヒアリングして、なるべく対応できるものはできる限り対応していくということです。

お墓に来られる方は、もちろんお墓参りが目的で来られるわけですが、我々が少しでも気持ち良く墓参いただけるような環境を作っていくために、コミュニケーションをとることが一番大事ではないかと思っております。それに加え、私たちは造園なりお花を扱う業者ですので、美観が良くなるようにプランター等でお花を飾ったりすることも、提案書の中には盛り込んでいます。「あっ、きれいになったな」と思っていたけるようになると思っております。

また、周辺の交通渋滞等は自分たちの力だけでは解決できませんが、墓参者の中には、近くでお花を買ってくる方もいらっしゃると思います。ただ、駐車場があまりないため、その入口付近で渋滞してしまうことがあるようですから、できるだけ中に誘導したいと思います。あとは、きれいにすることももちろんありますが、高齢者の利用が次第に多くなっているための配慮ということで、スロープといったものなど、できるだけ高齢者も墓参しやすいことが課題か

と思っています。

○高橋部会長　もう1つだけ。岡田委員から質問がありましたが、写真に載っていたカートですが、これは実際に運用された実績があるのでしょうか。それとも、これからこういうものを考えるということでしょうか。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ　公園等では、実際にカートを使ったところは今はありません。小さなものはありますが、何人かたくさん乗せるようなことはないです。

○高橋部会長　何でそういう質問をしたかと言うと、お彼岸など、日によっていらっしゃる人数が大きく違ってくる可能性があると思いますので、その辺をフレキシブルに運用できると良いかと。そこに「多い時は1日3台」「普通は1日1台」と書いてありますが、ちょっとその辺も検討いただければと思います。他に何かご質問はありますか。

それでは、時間になりましたので、どうもありがとうございました。

○アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ　ありがとうございました。

○高橋部会長　選定結果については、後日通知いたしますので、よろしく願いいたします。では、事業者の方はご退室をお願いします。どうもお疲れ様でした。

(応募事業者退出)

○高橋部会長　それでは、意見交換を始めたいと思います。何かご意見はございますか。

○小田副部会長　バランスのとれた業者ですね。確かに良くできています。

○岡田委員　財務状況も、会社の状況も大丈夫かと。

○高橋部会長　採点していただきたいと思います。財務は大丈夫ですね。

(採点中)

○高橋部会長　では、10分間の休憩にします。

(休憩)

○高橋部会長　それではよろしいでしょうか。部会を再開いたします。事務局は採点結果の報告をお願いいたします。

○白井保健福祉総務課長　それでは、採点結果についてご報告を申し上げます。採点表は氏名を伏せておりますが、全委員の採点結果をご覧いただけるようにしています。お配りした採点結果の最下段の「合計」をご覧ください。

千葉市平和公園の指定管理予定候補者について、1番目の事業者「若葉グループ」は平均の合計が117.75点でございます。また、0点となった項目はありませんでした。

次に、2番目の事業者「平和公園パートナーズ」は、平均の合計が121.25点でした。また、0点となった項目はございませんでした。

3番目の事業者「A社」は、平均の合計が103.75点でした。また、0点となった項目はありませんでした。

次に、4番目の事業者「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」は、平均の合計が120.50点でした。また、0点となった項目はありませんでした。以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございます。それで「平和公園パートナーズ」と「アメニス・日比谷花壇・葬務事業振興会グループ」の得点差が0.75点ということでございます。この分厚い資料4の1ページを見ていただきたいのですが、その中で審査方式の(2)「提案内容審査」の「ア 審査概要」の最後のパラグラフですが、「なお、総得点の差が満点の1%以内である時(同点である時を含む)は、得点の高低から順位を決定することは妥当でなく、総合的な評価を行うという観点から、総得点に関わらず、選定評価委員会における合議により順位を決定する」となっております。

このような決まりがございますので、協議を始めたいと思います。どういたしましょうか。一人ひとりからご意見をいただきますか。大道委員から、あるいはどなたからでも、ご意見を言っていただくということで。どうしたらいいでしょうか。

○岡田委員　4人でやると2対2で分かれてしまいますね。私的には、せっかく点をつけたので、確かに1%以内かもしれないませんが、一番点が高いところを選んでも良いのではないかと思います。そうすると「平和公園パートナーズ」ですか。これは、Aが誰なのか皆わかっていますよね。Aが誰でBが誰なのか何となくわかりますが、これを見ていくとAさんは「平和公園」、Bさんは「アメニス」、Cさんも「アメニス」ですから、2対2ですね。一人ひとり見ていくと得点は2対2です。

○高橋部会長　分布を見たら、大体皆さん同じような順番になっていますね。Cの方は高めということで。どうしたらいいでしょうか。

○岡田委員　Aさんは1点差で「平和公園」でしょう。Bさんは「アメニス」で、Cさんも「アメニス」でしょう。Dさんは「平和公園」ですから、やはり2対2ですね。

○高橋部会長　いやいや、違いますよ。Dは…、あっ、そうか。

○岡田委員　AとDは「平和公園」で、BとCは「アメニス」です。5人いれば、今日もう1人いれば3対2になりますが、2対2ですからね。もう1人委員の方がいれば出るのですが。こういう時は、弁護士の的にはどう判断するのですか。

○小田副部会長　和解もできませんしね。

○岡田委員　すみません、今までこういうことはあったのですか。何かないでしょうか。

○事務局　あったかどうか手元に資料がないため、不明です。

○高橋部会長　大道委員、何かご意見はございますか。

○大道委員　難しいですね。でも、結果どおりで良いと思います。

○高橋部会長　結局、何人が賛成しているかというのを見ても、2対2ですね。それから、今ざっと計算をしてみたのですが、最高と最低を省いて平均すると、1位になったのは…。

○岡田委員　これは平均ですものね。平均で「平和公園」が0.75点でも勝っているわけですね。勝っていると言うのも変ですが。

○高橋部会長　この2つの候補者で、何か絶対に駄目だという要件はないですよ。そうすると、決める合理的な方法としては、0.75点であっても高得点の方にするというで。

○小田副部会長　「平和公園パートナーズ」も「日比谷花壇」も似たようなところがありますね。例えば「可もなく不可もなく」と言ったら良いのか。非常にこれはバランスがとれていますよ。本当に何か言うところはなくて、ケチをつける必要がないのです。

○岡田委員　　しかも会社の規模もそれなりに大きいし、財務内容に関してもね。「こちらは良いけれど、こちらはちょっと財務内容が」という感じではないですからね。「A社」が出てきたら、ちょっと問題がありますが。

○小田副部会長　　それで、「A社」が最下位というのも、予想どおりでしょう。

○高橋部会長　　それでは、ご意見はよろしいですか。それでは、得点が最も高い「平和公園パートナーズ」としたいと思います。当部会としては、全応募事業者が適格でありましたので、順位については事務局の報告どおりとし、一番得点の高い「平和公園パートナーズ」を、千葉市平和公園の指定管理予定候補者として選定いたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長　　ありがとうございました。続いて選定理由として、提案内容が優れている点や工夫が見られる点のほか、留意してほしい点など、具体的なご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○小田副部会長　　経験があるということですね。

○高橋部会長　　他の施設での管理運営の経験が豊富であると。

○小田副部会長　　それが生かされているということです。

○岡田委員　　両方とも地元の業者ではないですね。だから、できるだけ地元の業者を使ってもらわないと。

○高橋部会長　　「地元の業者の採用と育成に留意してほしい」というのが、確かによろしいかと。では、そのようなことでよろしいでしょうか。

○岡田委員　　これは余談ですが、1年ごとに決算書類を見ながら問題があるかどうかという話を、また行うわけですね。フォローというのか、また提案どおりやっているのかと。

○事務局　　はい、そうですね。

○高橋部会長　　では、優れていた点や、さらに推進を図ってほしい点は、今のお話とさせていただきます。

他にご発言がなければ、千葉市平和公園に係る指定管理予定候補者について、応募事業者の申請内容を募集要項等に照らし審査をした結果、「平和公園パートナーズ」を指定管理予定候補者といたします。その理由としては、同様の施設の管理運営の経験が豊富であり、ノウハウも保有していることです。そういうノウハウを活用した管理運営が期待できるということで、選定理由とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長　　ありがとうございました。それでは、議題(1)を終了します。最後に、議題(2)「今後の予定について」です。以後は公開となります。傍聴人はいらっしゃらないですね。では、事務局より説明をお願いします。

○白井保健福祉総務課長　　はい。

○高橋部会長　　はい、お願いします。

○白井保健福祉総務課長　　長時間にわたり、慎重なご審議をいただきありがとうございました。

今後の予定ですが、本日の選定結果につきまして、高橋部会長から指定管理選定評価委員会の小田会長に報告を上げていただく形となります。その後、会長から市長に答申するという流れになります。

千葉市では、委員会からの答申を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者に選定結果を通知するとともに、選定結果を公表させていただきます。また、当該事業者と仮協定を締結いたします。

その後、11月28日に開会予定の平成29年 第4回 千葉市議会定例会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなります。議決された場合には本協定を締結し、平成30年4月から5年間の指定管理委託が始まることとなります。今後の予定は、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。今の事務局の説明に対し、何かご質問等がありましたらお願いします。ご発言がなければ「今後の予定について」は終了いたします。本日予定されている議事については、以上で終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度 千葉市保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 第2回 医療施設等部会を閉会いたします。それでは、事務局に進行をお返しします。

○小野保健福祉総務課主査 委員の皆様、一日を通して本当にありがとうございました。お疲れ様でございました。会議は以上で終了となります。

配付資料についてですが、冒頭に申しましたように「次第」「席次表」「委員名簿」以外の資料、また採点結果につきましては、この後、事務局で回収させていただきますので、机の上に置いていただければと思います。

委員の皆様、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。